

The Kansai University Bulletin

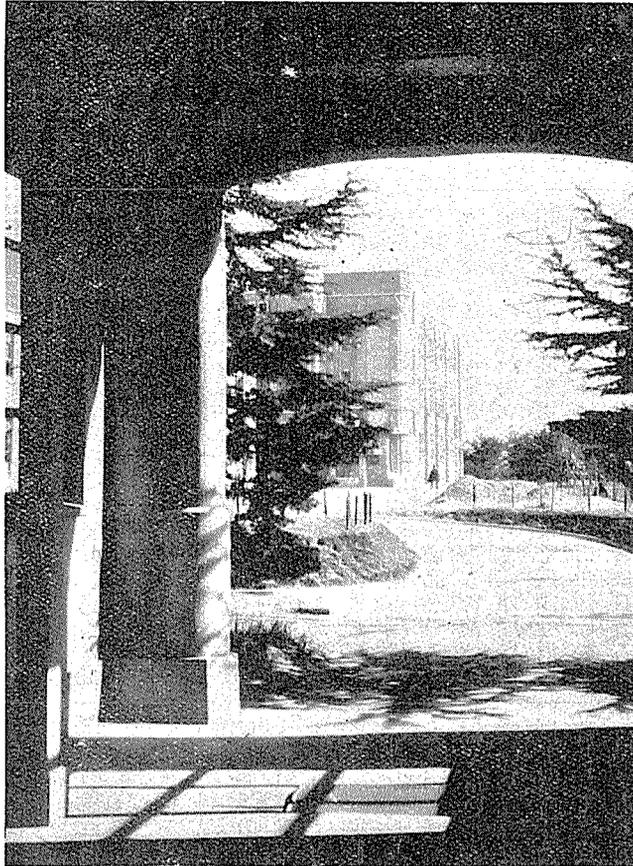
Osaka, March 15th., 1929 No. 67

報學山里子

行發日五十月三

號七十六第

年四和昭



(む室を前書園りよ關立命學科豫) 遲遲光春

阪 大

番九四〇一(堀佐土)
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報

第六十七號

目次

挿繪——豫科學會文關より圖書館を望む(表紙)

校友古市賢太郎氏寄贈千里山學舍小景——校友松

本茂三郎氏

外國爲替相場の理論

關西大學講師 武田鼎一

勞働法の基礎觀念(三)

關西大學講師 吉田一枝

學内報——卒業式舉行豫報

大學院開設——附屬

關西大學第二商業學校校長招聘——烏實陽講師歸朝

——本學圖書館に山岡記念文庫設置——教員免許狀

下附——國家試験登第者——附屬關西大學第二商業

學校彙報

校友の面影——松本茂三郎氏

校友彙報

學生彙報

雜錄

軍記物語の特徵を論ず

豫三 加古徹次郎

新刊紹介

外國爲替相場の理論

關西大學講師 武田鼎一

外國爲替相場に關する理論は主として爲替相場變動の原因論に係るものであつて外國爲替相場そのものの本質論としては見るべきものが少ないやうである。外國爲替相場は獨立せる二國間の本位貨幣の交換比率なりとは一般に唱へらるる所である。予も亦之れに類似せる説を持つものであつて一國の單位本位貨幣を以て言ひ現はしたる所の他國の本位貨幣の價格であると解釋するのであるが、然しながらその價格は決して兩國の貨幣制度の束縛を受くることなく抽象的國際貨幣市場に於て成立するものであると主張するものである。

クナツプの唱ふる如く一國の本位貨幣は他國に入つては商品として取扱はるるは云ふ迄もないことであるが外國爲替相場の關係に於ける限り他國の本位貨幣のみならず自國の本位貨幣も亦等しく商品としての取扱を受くることに注意せねばならぬ。外國爲替に關する觀念的市場を考へて見ると其所に關係兩國の本位貨幣は互に商品として對立して居ることが發見さるゝであらう。本位貨幣なるものは一國の法制に基づく Proklamatorische Geltung を有するものを指して言ふのであるが然し必ずしも然るを要せず商習慣上通貨として廣く何等の留保なく通用行使さるる貨幣を採擇して本位貨幣として取扱ふことが出来る。例へば支那に於ては兩貨幣と弗貨幣とが共に行使はれ銀行なごでは兩勘定と弗勘定との二勘定を設けて處理してゐるがために兩爲替と弗爲替との二種の爲替相場が立ち兩弗共に本位貨幣

の形態を採つて居るに徴しても必ずしも明文による制度を必要としないことが諒解され得る。

正金銀行が發表する爲替相場表によると對米爲替四十何弗とか云ふ風に言ひ現はされて居るが之れは我國の百圓が例へば米貨四十六弗に相當すると云ふことではあるが理論的に考察すると米國の單位本位貨幣一弗を基として我百圓はその四十六倍に相當するものとして表示されたのであつて即ち米國の單位本位貨幣による我國本位貨幣の價格表示である。此場合に於て正金銀行當局は我本位貨幣を本位貨幣として取扱はずして商品として米貨に對立せしめ却つて米貨を單位國際貨幣として採用してそこに所謂仕拂勘定相場を成立せしめたのである。米貨は此場合に單位本位貨幣そのままを單位國際貨幣として通用せしめた形になつたのである。正金銀行當局によつて觀念的に形成されたる抽象的國際貨幣市場に於て我國の圓貨と米國の弗貨とが商品として對立し互に比較秤量されたる結果そこに前述の如き爲替相場が成立したのである。外國爲替相場は所謂仕拂勘定ばかりでなく所謂受取相場もあるから例へば前例を反對に米國に於て考へるならば米國の外國爲替業者は日貨と米貨とを抽象的國際貨幣市場に於て對立せしめ米貨を單位本位貨幣のままに單位國際貨幣として對日爲替四十五弗云々と發表するであらう。前陳の二つの場合に於て共に兩國本位貨幣は商品として對比せられ相互に對する價值批判を何れか一方を表章單位として表示したものである。

茲に於て價格の概念を説明する必要があると

考へるから暫く岐路に入つて一般價格論を試みるであらう。經濟學上價格とは一般財貨と貨幣との交換さるゝ分量の割合であると從來唱へられて來たのであるが自分は少しく之れと異なつた説を有する。即ち價格とは或單位貨幣に對する價值批判を基準として他の一般財貨に對する價值批判を言ひ現はしたるものである。例へば烟一反三百圓すると云ふことは金一圓に對する價值批判と烟一反に對する價值批判とを對比し烟一反の價值は金一圓の價值の三百倍に相當することの表現であると解釋する。決して百圓札三枚と烟一反との分量的交換を意味するものではない。價值は主觀的批判現象であつて財貨の物理的分量とは何等關係のない事柄である。物理的分量に對する價值批判が相互に關連するのであつて財貨の分量は物理的でなく價值量(即ち貨幣)なるのであるから分量的交換比率が價格として經濟上直接に取扱はるるとするは理論上正當でない。

従つて貨幣數量説は貨幣の物理的分量増加を以て直ちに物價騰貴の原因となすが故に價值量としての貨幣の分量を考察せざる所に缺點を藏するものである。大正十四年の金融恐慌に於て未曾有の巨額の兌換券が發行されたけれども物價騰貴を招來せざりしに徴しても貨幣數量説は貨幣價值量説とするにあらざれば理論的にも實際的にも萬全なるを得ない。すべての有形財貨は經濟生活の對照としては價值量として考察されるべきであることが上述によつて明白となつたと信する。そこで再び本論に歸つて爲替相場の本質論を述べること

とする。

外國爲替相場は前述の如く抽象的國際貨幣市場に於て行はるる關係二國の本位貨幣の商品的價值批判の結果をその何れか一國の本位貨幣單位を以て表示したる價格であるが、右の價值批判を行ふについての主觀に影響を及ぼす原因如何を討究する必要がある。例へば正金銀行が或は香上銀行がその爲替相場を發表するについては、如何なる材料を基礎として價值批判を行ひ以てその價格表示なすかを知る事が外國爲替相場成立の本質を明かにする所以と信ずる。ゴツシエンの論するが如く外國爲替相場は國際貸借の状態によつて支配されるものであるが相場の實際の決定權を有するものは外國爲替業者であつて抽象的國際貨幣市場を形成する此等仕手の左右するものであることは多言を要しない程明白なことである。一般商品の價格は需要供給の關係によつて變動するが然しながら先づ價格を定むるものは何人であるかと云へば商品の提供者である。

提供者は社會的平均價格を自己の提供價格として需要者に強ひるものである。外國爲替にあつても實際の相場は商品なる自國或は他國の貨幣の供給者たる外國爲替銀行が國際的平均價格として算出したるものを需要者に強ひるものである。國際貸借の状態は外國爲替相場を支配するものであるが、その支配は先づ外國爲替業者の主觀を支配して然る後に相場の上に支配を現はすものである。

例へば我國の輸出貿易が一時對米對英對支共に増進し米英支に對し貿易尻受取勘定が現はれたとしてもそれを以て直ちに爲替相場の騰貴を想像することは許されない、如何となれ

ば次後に於て輸入超過の豫想される場合には相場引上げを行はざるを賢明なる策とする事があるからである。又或は買持過多の場合には國際貸借の状態以上に相場を引上げたり、又は引下げを遅延さすこともあり得る。兎に角一國の抽象的國際貨幣市場に於て自國貨幣の供給量がたとひ相手國の貨幣の供給量が小となり或は前者に對する需要が小となり後者に對する需要が大となる場合には自國貨に對する價值批判が低く他國貨に對する價值批判が高く成るために自國貨を單位とした價格即ち所謂受取相場が騰貴し反對に他國貨を單位としたる價格即ち所謂仕拂相場が下落するものである。勿論右の反對の場合も等しく成立することは多言を要しない。即ち商品たる貨幣が互に價值量として比較されるに及んでそこに相場を現示するものである。

クナップの説くが如く甲國と乙國との間にミント・パーの成立するのは同一金屬貨幣を本位として採用して居るためであつて異種の金屬例へば金本位と銀本位との間にはミント・パーは成立しない又金屬本位貨幣と紙幣本位との間にも同様成立しないことは明白である。從つて *metalsm* を主張する貨幣論者にあつても外國爲替相場をミント・パーより出發して論するものはない。然しながら同一金屬貨幣を本位貨幣とする二國間にあつては各自の抽象的國際貨幣市場に於て商品たる貨幣が價值量としての批判の題目たる場合には同一主觀の同一批判下に於ては同一價值體として單に物理的分量のみが兩貨幣の差別條件となるのであるから其所にミント・パーが成立し得る。かくして成立したるミント・パーを一國の外國爲替相場の標準とするに何等の差

支はないのである。

此所に到つて今一步突き込んで抽象的國際貨幣市場に於ける貨幣の供給問題を考察する必要を認める。假りに或一國に輸出貿易が盛んになるとすれば其國の抽象的國際貨幣市場には輸出品の對價として仕拂はるべき相手國の本位貨幣が商品の形に於てより多く供給される譯であるからその價值は下り従つて其國の本位貨幣を國際單位として表示する價格は即ち外國爲替相場は下落する。反對の場合には騰貴の形態をとる事は明かである。又假りに甲國が乙國に對し常に債務者の立場にあつたが甲國が乙國に於て外債を募集しその金を甲國に持ち歸るとすれば等しく甲國の抽象的國際貨幣市場に於て乙國の貨幣の供給を増しその商品的價格は下落し甲國にとつてはその乙國向け爲替相場は順なる傾向を示すであらう斯の如き經過を以て外國爲替相場は成立するのであつて決して本位貨幣そのままの形に於て現示するものではない。

クナップの所謂 *Pantopolische Entstehung* *Das internationalen Kurses* の理論は他國の本位貨幣をのみ商品として取扱つて、*Pantopolisch* を主張する點に一つの缺落を見出さるるものと考へる。本位貨幣の法的性

の對極を悲認するならば相手國相互の本位貨幣を非認するのなれば無對極理論は成立しないと云はねばならぬ。例へば北極と南極との對立を非認せんとすれば南極のみを非認して北極の存在を許すならばそれは決して兩極存在の否認とはならないであらう如く南北兩極共にその存在を非認して始めて *Pantopolisch* 即ち無對極の理論が完成する譯である東大教授土方博士は右の *Pantopolisch* を譯し

て汎軸的と云ふて居らるるが予の考ふる處にて此の譯語は不適當であつて無對極的と譯すべきものと信ずる。福田德三博士は過年法學新報誌上にクナップの理論を紹介されたことがあつたが今予の手許に其の文獻がないので福田氏の譯語を見ることは出来ないが蓋し無對極的と譯するの妥當なるを信ずるものである。本學講師正井先生も亦予の卑見に賛成せられて居る點よりして一層正鵠を得たる譯語として自信を強くする次第である。

貨幣なるものは決して法制あつて而して後に發生したものでなく經濟上の必然的要求に基いて生れたものであるから法制を離れても必ず成立し存在するものである事は發言する迄もないと信ずる。故に支那に於ては支那に於ける外國支店銀行發行の紙幣をも併せて通貨として採用し何等法制上の純然たる單一本位貨幣を有しないにも拘らず立派に經濟社會の發展を成し遂げつつある。此點よりすれば貨幣成立の理論としてはクナップの *Staatliche Theorie d-s Gelds* は全然必要なしと云つても差支へない。否クナップの *Chartalism* は *Nominalism* と共に貨幣自體の價值を非認する理論を主張するものであるから貨幣發生の歴史を無視する點に於て極力排斥せねばならぬ。貨幣自體の價值が貨幣成生に不可能の要件にあらずして貨幣は單に仕拂用具としてのみ成立するとせば彼の所謂 *Apocryphische Zahlung* s & *Epizentrische Zahlung* の用具としては可なるも一般民間經濟に於て各人相互間の仕拂用具としては實質なき貨幣は無資格者として流通を許さない。現在の支那に於ても明かに認め得る如く南京政府樹立以前の群雄割居時代の武漢政府とか廣東政府發行の紙

幣は全然經濟的價值を有さなかつたではないか。然るに我が正金銀行とか英國の香港上海銀行とかの發行にかかる紙幣は額面を以て流通したのは如何なる理由によるかと云ふに兌換銀券としての實質を有するからである。

貨幣は名目的價格表章物として生れたのではなく貨幣として選定さるる以前に既に財貨として價值を有して居たものである。貨幣として採用された後も社會制度の確立しない時代にはクナツツの所謂 Penetration なる貨幣として存在するに到つた譯であつて近代に入り成文法的社會制度の完成と共に貨幣法による法定貨幣の創設を見たのであつて法定貨幣を貨幣の始祖として理論を立てることは誤りである。支那の貨幣は法定的のものであるが其各種の貨幣の法定さるるに到つた法令はすでに死文に歸し唯貨幣のみ存續して居るのであるからして Charitism とか Nominalism とかを以て説明することは不可能である。支那の通貨は殆んごすべてが秤量貨幣に近いものであつて倫敦銀塊相場と何等の關係なき管目的ならば倫敦銀塊相場と何等の關係なき管である。歐洲諸國の如き法制完備せる地に於ける局限的事例を執つて世界的に普通なる貨幣理論の建設を主張するは歐洲諸學者の獨斷であつて吾人東洋學者の遽かに贊する能はざる所である。

我國に於て近く實行するべき運命にある金解禁が外國爲替相場の上に如何なる影響を及ぼすやと云ふに解禁の氣構と同時に四十八弗を越ゆる程度迄上騰した昨秋の事例に徴しても解禁と同時にミント・パーに迄回復すること

は間違ないことと思はれる。何故に然るやの説明は明白に外國爲替相場の理論的解釋たるものである。現在に於ては我國の抽象的國際貨幣市場に於て我本位貨幣は商品として全然その姿を現はさないために不換紙幣と同様の日本銀行券で本位貨幣の代替物として現はれて居る譯である。従つて該市場に於ての日本銀行券は商品として或は適切に云へば有價證券としての價值が本位金貨に劣るがために外國爲替相場は逆調を示すは勿論のことである之れに反し解禁によつて本位貨幣が國際貨幣市場に現はるるに到らば本位金貨に對する價值批判は不兌換券に勝るを以て爲替相場は上昇すべく且つ同一金屬貨幣を本位貨とする英米等に對してはミント・パーを得ることが出来るであらう。

貨幣自體の價值の否認論即ち名目主義者又は憲章主義者の貨幣論は歐洲大戰後も一時非常な努力を有するに到つたが全世界の政府當局が金屬主義を奉じて一意金單位制の採用にその全力を傾倒したために此等の學說も昨今では影をひそめた様である。延いて右の如き貨幣論に基づく外國爲替相場の理論を主張する者も消失に近づいて居る譯である。乍然理論の進化のためには成る可く多くの異說珍論の出現を歓迎せねばならぬのであつて異端邪說として排斥することは宜しくないが同時に舊來の定説の誤りある點を正すの勇氣なく一意舊説にのみ固著するは亦甚だ宜しくないといふはねばならぬ。予の外國爲替相場の理論が果して破邪顯正的理論なりや否やは不明であるが少なくとも舊説に一段の新材を加へたものと信する次第である切に先覺諸賢の叱正を期待して茲に擱筆するであらう。(四、二稿)

我國に於て近く實行するべき運命にある金解禁が外國爲替相場の上に如何なる影響を及ぼすやと云ふに解禁の氣構と同時に四十八弗を越ゆる程度迄上騰した昨秋の事例に徴しても解禁と同時にミント・パーに迄回復すること

勞働法の基礎觀念(三)

關西大學講師 吉田 一枝

B 發明創作その他精神的勞作の保護
之は人格の擁護として考へらるゝものである
發明創作は知能上の創造であつて人格の發露である。

發明創作に關し我特許法十四條に於て特に規定を設け勞働者被傭者が勞務の提供に關聯して發明した場合には勞働者被傭者は發明權を取得し豫め雇主とその讓渡の契約を締結して居つてもそれは無効であると云ふことになつてゐるのである。我特許法十四條は相當長文に亘るものなれば茲に掲載することを省略し唯だその一項の要旨を具體的に説明するならば

(イ) 發明をなすことが單に職務の内容又は勞務の事項に屬するもの——専らある種のもの發明するために雇傭せられてゐる場合、例へば化學の技師がある種の染料を發明するために其染料會社に雇はれてゐる時その爲したる發明はもとよりその會社の所有に歸すべきものである。即ち特許を受ける權利及發明實施權はその會社にある。換言すればある種のもの發明するために雇傭せられてゐる時にはその發明は作業時間中は勿論作業時間外例へば自宅に於て研究し發明を完成して

もそれはその人の會社に於ける勞務の延長と認むべきものであるからその發明は雇主たる會社の所有に歸すべきものである。
(ロ) 發明をなすことが單にその職務の執行又は勞務の供給に際し——専らある種のもの

の發明するために雇傭せられて居らない場合、例へばある特種なる染料を發明するために雇はれてゐる技師職工が偶偶飛行機に用ゆる精巧なる特種機械を發明し、又は單に機械の技師職工として雇傭せられてゐる者が機械に關しある特種なるものを發明し又は電氣鑄物に關する特種なるものを發明したりとせば、その發明は作業時間中でも時間外でもその技師その職工の所有に歸すべきものである殊に勞働者被傭者が會社工場の就業時間外に於て換言すれば會社工場の退場後に於てその雇はれたる目的以外の事項に關することにつき研鑽の結果發明したものはその勞働者被傭者の所有に歸し之を雇主に引渡す必要がないのである。

この發明特許に關する立法主義は我國及獨逸に於て採用されてゐる主義である蓋し妥當な立法主義と云ふべきである。我特許法は勞働者被傭者が將來發明をなした時にそれを雇主に引渡すべしと云ふ特約又は就業規則を無効なりと宣言し以て發明權者を保護してゐるのである。但しその發明の實施權だけは有償で雇主に與へることになつてゐる。(特許法十四條二項三項)

而して特許權の侵害等に關し異議の起きた場合には常に特許局への出願順によつて決せらるることになつてゐる。
獨逸憲法百五十八條 精神的勞作、著作權發明者及美術家の權利は國家の保護を享く、
獨逸の學術藝術及技術の作物は國際條約により外國に於ても有効に保護せらるべし
ユーゴスラヴ憲法廿四條 發明は發明者の財産とす且つ政府の保護を享く

我國に於て近く實行するべき運命にある金解禁が外國爲替相場の上に如何なる影響を及ぼすやと云ふに解禁の氣構と同時に四十八弗を越ゆる程度迄上騰した昨秋の事例に徴しても解禁と同時にミント・パーに迄回復すること

ブラジル憲法七十二條廿五節 工業上の發明は發明者に屬す云云

北米合衆國憲法一條八節七號 議會は著作權及發明者に對し一定の期間その著書及發明品につき獨專的權利を保障し以て學術及有益なる技藝の進歩を圖る權を有す

尚ほ特許竝に意匠商標及びその他の商品記號の保護に就ては埃國憲法十條八號竝に同百二條二項に規定し、實用新案(意匠)の保護に關しては瑞西憲法六十四條に規定するところである。

(八) 社會、經濟、政治生活を營む人類としてその自由と安全との保障名譽信用の重んぜられ竝に秘密の保たるべき保障

この自由と安全、名譽と信用竝に秘密の保たるべき保障は人類をして未開生活と文明生活專制國と立憲國とを區別する一の標準とも云ふべく文化人はこの自由と安全との保障を得て生活の向上進展を期しうる事が出来るのである。

イ、社會經濟政治生活を營む人類としての自由と安全との保障

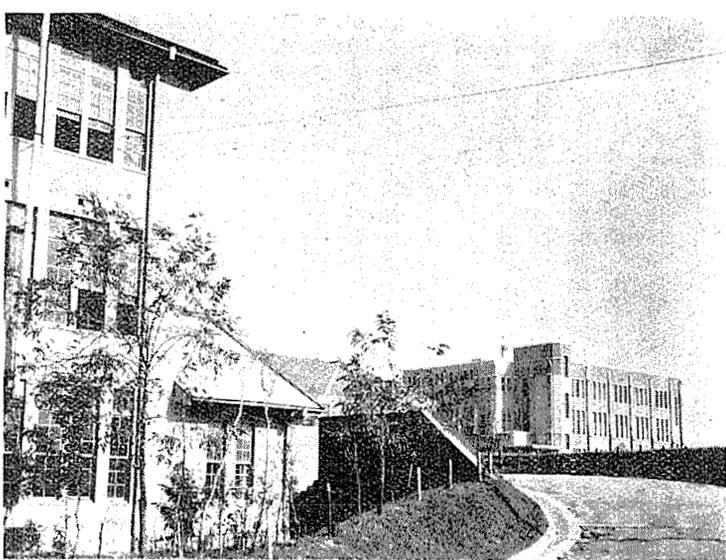
今諸國の憲法が特に重要な個人の自由なりとして憲法上保障してゐる主なるものを擧ぐるならば

A. 營業の自由(職業、通商、産業の自由)

之は人格權の保障として考へらるるものである。營業の自由はフランス革命の生める原則であつて自由權の中で重要なものの一つである。營業の自由は主として番頭手代等の商業使用人、労働者被備者又は徒弟について生ずる問題である。

労働者被備者商業使用人徒弟等が雇傭契約勞

働契約の消滅した後に前雇主と同一又は類似の性質の營業をなし豫て習ひ覺えた腕前で往々にして前雇主の營業を壓倒することがあるものであるから雇主は豫め労働者被備者商業使用人徒弟等と契約を結び雇傭契約勞働契約が消滅した後は決して何々の營業をせぬこ



景小全學山里千雷峯氏那太賢市古友校

を商工業の檜舞台に活躍して自己の生活生存の糧を作り自己の進むべき運命を開拓する準備のためであり、自己家族竝に國家社會のために働くべき素地を作るためである。而して又それが雇主を離れて後に於ける彼等が社會人として生きる唯一の道である。故に長期に亘つて營業の自由を制限せらるゝこ

とは労働者被備商業使用人徒弟等にとり甚だしき苦痛であり桎梏である假令そこに絶対の自由は別とするも少くともその制限は飽く迄も合理性妥當性を帯び社會正義衡平の觀念の納得出来るものでなくてはならないのである。

我國の憲法商法民法等には營業の自由は之を認めて居らないのである。故に命令を以てしても營業の自由を制限することが出来るのである。

獨逸憲法百五十一條三項 通商及營業の自由(Die Freiheit des Handels und Gewerbes)は國の法律の定むるところにより之を保障す、又全國憲法七條百十一條にも營業に關する規定を設く。

瑞西憲法卅一條 貿易の自由及産業の自由は聯邦全領域を通じて之を保障す云云。

ダンテツヒ自由市憲法七十四條 すべての公民は……各種の營業をなす權利を有す云々 尚ほ營業の自由に關しては、エストニア憲法十九條の規定するところである。 一九〇〇年から施行せられた獨逸商法七十四條には該營業上の行爲に關する制限が時場所

目的物に就て商業使用人の行動に對し程度を超えたる拘束を加へることは無効なる旨を規定してゐる、即ち時場所營業の目的如何を考慮の中に入るべきものなることを規定し、且つ該制限は雇傭契約終了の時より三ヶ年以上に及ぶことを得ざる旨を定め、全條(二項)該契約は被備者の未成年當時であるときには無効たるべき旨を附加してゐる(三條)それでも尚ほ獨逸商法規定の本旨はフランス革命の人權宣言の根本原則に反し營業自由の原則に反するものと云はねばならないのである。而して獨逸商法はその後一九一四年六月十日に修正せられ(一九一五年一月一日より實施)「競業禁止約款」は雇主に於て損害賠償をなすと云ふ、條件の下に於てのみ始めて有効となるものであつてその額の算定は勤務年限に従ひ被備者最後の年の俸給を標準とすべく然も競業禁止の期間は二ヶ年前商法より一ヶ年を短縮せられたのみならず約款の要件にして備はつたとしても何等保護せらるべき必要なきに拘はらず雇主がかかる特約をなしたものであるときは、それは無効である又賠償額が時場所目的物の割合に極めて少額で且つ不當に労働者の營業の自由を拘束制限を加へる時には亦無効であると規定してゐる蓋し情理の當然とするところである。然も亦かかる約束は後日とかく面倒を惹き起し易いものであるから當事者は必ず文書による証書を作製し雇主が署名した上、一通は必ず契約當事者の相手方である被備者に交付することを要する旨を定めてゐる。

尚ほ亦職業の自由に關しては西班牙憲法十二條 チエツクスロバキア憲法百八條、エスト

ニア憲法十九條、ブラジル憲法七十二條、メキシコ憲法四條等の保障するところであり、貿易(交易)の自由に關しては獨逸憲法六條、瑞西憲法卅一條等の保障するところである。

B 信書の秘密に付て侵されない自由

日本憲法廿六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし

茲た信書とは書狀を云ふ即ち特定人が特定人に對しその意思を通知するために用ふる文書である信書の秘密は封書葉書無封の郵便物印刷物小包郵便物電信に及ぶものである電話は文書の形を有せざるが故に茲に所謂信書にあらずと解すべきものである、但し憲法の精神解釋としては電話も亦信書の秘密中に入るべきものである。

獨逸憲法百十七條 信書の秘密(Briefgeheimnis)并に郵便電信及電話の秘密は侵さるることなし之に對する例外は唯だ國の法律によりてのみ之を定むることを得

ベルギー憲法廿二條 信書の秘密は侵すべからず郵便に委託せる信書の秘密の侵害に對する責任者は法律を以て之を定む、その他信書の秘密に就ては北米加衆國増補修正憲法四條瑞西憲法卅六條四項和蘭憲法百五十九條等の規定あるところである。

C 言論著作印行集會結社の自由
日本憲法廿九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

獨逸憲法十八條 すべての獨逸人民は一般法律の制限内に於て言論文書出版圖書その他方法により自由にその意見を發表することを得云々

獨逸憲法百廿三條 すべての獨逸人民は届出を要せず又特別の許可を要することなくして平穩に且つ武器を携帯せずして集會する權利を有す云々

獨逸憲法百廿四條 すべての獨逸人民は刑罰法規に觸れざる目的のために社團又は組合を組織する權利を有す、この權利は鎮壓手段により之を制限することを得ず云々

獨逸憲法百五十九條 勞働條件及取引條件の維持及改善のためにする結社は何人に對してもその自由を保障すこの自由を制限し又は妨害せんとする約定及處置はすべて之を禁止す

ベルギー憲法十八條 出版は自由とす云々
ベルギー憲法廿條 ベルギー人は結社の權利を有すこの權利は何等鎮壓的手段により之を制限すべからず

ベルギー憲法十四條……并にすべての事項に關し意見を發表するの自由は之を保障す云々
北米合衆國増補修正憲法一條 議會は……言論の自由若くは出版の自由又は人民の平穩に集會する權利及被害の救済を政府に請願するの權利を制限する法律を制定すべからず

フランス人權宣言十條 何人もその意見の發表が法律によりて定められたる公共の秩序を害せざる範圍内に於てはその意見のために妨害を受くることなし宗教上の意見に付き亦全じ

フランス人權宣言十一條 思想及意見の自由なる交換は人の最も貴重なる權利の一なり故に各公民は法律の定めたる場所に於ける

この自由の濫用に對し責を負ふの外自由に言論し著作し及出版することを得
瑞西憲法五十五條 出版の自由は之を保障す云々

瑞西憲法五十六條 人民は結社をなす權利を有す云々

尙ほ學問(學術、學說)の自由に付ては獨逸憲法百四十二條 ポーランド憲法百十七條、チエツクスロバキア憲法百十八條、ユーゴスラヴ憲法十八條、ダンチツヒ自由市憲法百條、エストニア憲法十二條等に規定し教育(教授)の自由に付てはベルギー憲法十七條獨逸憲法百四十二條、和蘭憲法百九十二條、西班牙憲法十二條、ポーランド憲法百十七條、エストニア憲法十二條、トルコ憲法十五條、メキシコ憲法三條、ダンチツヒ自由市憲法百條等に規定し藝術の自由に付ては獨逸憲法百四十二條、チエツクスロバキア憲法百十八條、ユーゴスラヴ憲法十六條エストニア憲法十二條等に規定し、契約の自由に就ては獨逸憲法百五十二條、婚姻自由(又は保護)に就ては英國大憲章六條七條、獨逸憲法百十九條ベルギー憲法十六條、瑞西憲法五十四條、チエツクスロバキア憲法百廿六條ユーゴスラヴ憲法廿八條ダンチツヒ自由市憲法七十九條

○、社會政治經濟生活を營む人類としてその名譽信用氏名肖像商標商号等を重んぜられ并に秘密の保たるべき保障
A 信用權
茲に信用とは財産的の義務の履行につき社會より受くる好評(Guter Ruf)である。社會經濟生活上私共は社會人としての人格……信用を毀損せられない利益をもつてゐる。

日本刑法二百卅三條 虚偽の風流を流布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損し若くは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す
茲に一言すべきは雇傭契約勞働契約の終了した際に勞働者被傭者商業使用人徒弟等は雇主に對し自己の人格上技術上の証明書を請求し得る權利ありや否やの問題である。

この事に關しては我國の工場法施行令廿七條の三に曰く、職工解雇の場合に於て雇傭期間業務の種類及賃金に付証明書を請求したるときは工業主は遲滞なく之を交付すべし
尙ほ獨逸民法六百三十條全商法七十三條八十八條營業法百十三條等の規定するところである
○シア社會主義聯邦ソビエト共和國新勞働法四十二條 雇主は被傭者の請求により雇入れたる期間及仕事の性質とを記載したる證明書を交付することを要す、證明書には何等秘密の記號を記入することを得ず、勞働者の雇傭條件を協定する目的を以て雇主相互間に秘密の通信を受授することを禁ず蓋しこの種の規定は、勞働者被傭者の信用權の保障として妥當公正なことである。

B. 名譽權
名譽とは地位年齢職業性財産門地に相當する行動可能に對する社會的信賴である但し法的保護の對象となるべきものは地位に隨伴する當然の名譽だけである。瑞西の判決例によれば名譽を定義してdie Achtung der Ehre、又はdie Bewahrung in der öffentlichen Meinungと云ふのである。
人はその社會生活に於て名譽を維持すべきも

人はその社會生活に於て名譽を維持すべきも

のであることは人格權の重要な一面である私共は社會の一員として生活生存してゐる以上他の何人よりも自己の名譽を侵害せられ利益をもつてゐる。假令私共に缺點があり——よしや刑事被告人で犯罪の細目を受けたことのある人でも——苟も社會人として生活生存する上には不當に自己の人格が社會公衆の面前で名譽信用秘密人格を毀損せらるべき理由は斷じてないものである。之と同一なる理由は當然労働者被傭者商業使用人徒弟農民小作人工夫漁夫自由労働者等にも適用されるのである、即ち勤勞無産大衆の人人はその雇主から自己の名譽信用秘密人格の毀損せらるることのない名譽權(人格權)(利益)をもつてゐるのである。

日本刑法二百卅條 公然事實を摘示し、人の名譽を毀損したる者は其の事實の有無を問はず一年以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

日本刑法二百卅一條 事實を摘示せずと雖も公然人を侮辱したる者は拘留又は科料に處す

日本民法七百九條 故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず

日本民法七百十條 他人の身體自由、名譽を害したる場合と財産權を害したる場合とを問はず前條の規定によりて損害賠償の責に任ずる者は財産以外の損害に對しても其賠償をなすことを得

フィンランド憲法六條 凡てフィンランド人民は法律により、その健康名譽的自由及財産を保護せらるものとす云云

瑞典憲法十六條には名譽の剝奪に關するもの同廿五條には名譽の回復に關する規定を設けてゐる。

C. 氏名權

上古の社會は氏の時代である國家組織の單位をなしたものは氏と云ふ血族團體である原始狀態に於て原人は互に名を有し自他の區別をなしたものである、然るに人人多數になると唯だ名のみでは區別に困難を生じ各自の血族をあらはす、氏を冠することとなつたのである氏の語源に付ては定説なきも氏の實質は一の血族團體であることは學說の一致するところである。要するに氏名は個性ある人間の個體を識別するための符號である。氏名を用ひしうる權利を氏名權(Namrecht)と云ふ。私權として氏名權を認むるに至つたのは獨逸及瑞西民法以後のことである又特殊の生活方面に生きてゐる人——例へば畫家書家著作家の雅號、俳優の藝名——は變名使用の自由がある、變名に就ては獨逸にあつては氏名と等しく保護せらるべき判例がある。奥國憲法十一條には氏名變更に關する規定がある。

D. 肖像權

肖像とは寫眞彫刻の如き容姿の模寫を云ふ肖像權(Recht am eigenen Bilde)とは肖像製作者の著作權を制限する本人の權利である。肖像權は自己の肖像の陳列復寫頒布を制限する權利であつて撮影を制限する權利ではないのである。肖像權の確立は一九〇七年一月肖像上著作權の制限に關する法律(Gesetz betreffend das Urheberrecht an werken der bildenden Kunst und der Photographie)が獨逸に出來てからのことである。然も公的生活を營むもの、新聞的出來ごとの對象となりうるものには肖像權がないものとされてゐる。

の、新聞的出來ごとの對象となりうるものには肖像權がないものとされてゐる。

E. 秘密權

茲に秘密とは私生活又は營業上に於て他の何人によつても知得されることを欲せざる事實を云ふ秘密の保護は獨逸民法及瑞西民法にはじまるのである。信書の秘密權に就ては前述した通りである。

F. 商標權商號權

ブラジル憲法七十二條廿七節 法律は又商標の所有權を確保す
奧國憲法十條及百二條には商標其他商品記號の保護に關することを規定してゐる。

A. 訴願權

茲に訴願とは臣民が行政官廳の處分によりその權利又は利益を傷害せられたりとする場合に於てその上級行政官廳に對しその救済を求むるため審理を要求しうる權能である。我憲法には訴願の權を保障して居らないけれども訴願法なるものがある。
獨逸憲法百廿條 凡て獨逸人民は書面により權限ある官廳又は議會に請願(Bitten)又は訴願(Beschwerden)をなす權利を有す、云云

B. 請願權

茲に請願とは臣民が種種なる願望を君主又は他の國家統治機關に陳述する行爲である。日本憲法卅條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲すことを得
この別に定むる規程とは議院に提出するものに付ては議院法六二條乃至七一條に規定しその他に付ては請願令に規定するところである英國權利典章一條五項五號 國王に請願するは國民の權利なるが故に斯かる請願を爲したるが爲に人を繫獄し又は處罪するは違法なり

獨逸憲法百廿六條 前掲(訴願のところ)
北米合衆國增補修正憲法一條 議會は……被害の救済を政府に訴願するの權利を制限する法律を制定すべからず
ベルギー憲法廿一條 何人も一人又は數人の署名したる請願を官に呈出する權利を有す云云

瑞西憲法五十七條 請願の權利は之を保障すその他請願權に付ては和蘭憲法八條 伊國憲法五十七條等の保障するところである。

C. 參政權

參政權とは國家のある動作に參與する權利である即ち國家の機關として國家の公務に參與する權利であつて自ら國家機關たる地位にたち直接に國家意思の構成に參與する權利と國家機關を構成すべきものを選定し間接に國家の公務に參與する權利の二者を總稱するのである。例へば官公吏となるの權利、被選舉權の如きは前者に屬し選舉權の如きは後者に屬するのである。(未完)

學 內 報

卒業式舉行豫報

本學學部第五回、専門部第四十一回卒業式並に大學豫科終了式は附屬關西甲種商業學校第十四回、同關西大學第二商業學校第四回卒業式を兼ねて本月二十日午前十一時より千里山學舎講堂に於て舉行の筈である。

大學院開設

豫てより本學大學院規定の認可を受けて着着之が開設準備中であつたが愈本學年度より大學院の開設を見ることとなつた。詳細は何れ後報する筈である。

附屬關西大學第二商業學校校長招聘

本學附屬關西大學第二商業學校創設以來校長たりし山岡順太郎氏逝去に伴ひ、右後任者を理事者相寄り物色中の所、この程神戸高等商業學校教授文學士内多精一氏を適任者と認め百方就任を懇請し其快諾を得た。氏は京都帝國大學出身温厚篤實なる教育家で近く來任の筈である。

烏賀陽講師歸朝

本學講師法學博士烏賀陽然良氏は歐洲視察を終へて去月二十六日午前九時半神戸入港の郵船白山丸にて無事歸朝された。當日本學よりは齋藤常三郎博士、安藤光講師、松山本學事務長、田川圖書館主任外數名神戸まで出迎へ遠航の勞をねぎらひ、無事歸朝を祝した。因に烏賀陽博士は滯歐中本學の依頼を受けて多數の書籍を購められたが、既に該書籍も到着、漸次整理されつつある由である。

本學圖書館に山岡記念文庫設置

本誌第六十六號に發表の如く前本學總理事山岡順太郎氏の高徳を追慕し、本學に於ける効績を記念する爲に山岡記念文庫の設立を計畫し之が募集に着手することとなり、既に續續申込がある。因に之が發起人氏名は左記の通りである。

山岡記念文庫設立發起人(イロハ順)

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 石原正太郎 | 板垣不二男 | 池尾芳藏 | 武内省三 |
| 板野友造 | 入江眞太郎 | 板垣不二男 | 田邊信太郎 |
| 岩崎卯一 | 林安繁 | 馬場三太郎 | 中橋徳五郎 |
| 橋本重幸 | 原田六郎 | 堀啓次郎 | 中村鄧次郎 |
| 原田鹿太郎 | 堀啓次郎 | 本莊鐵次郎 | 村山龍平 |
| 仁保龜松 | 堀啓次郎 | 小倉正恒 | 武藤嘉門 |
| 堀田宗一 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 向野軍治 |
| 織田正人 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 上野精一 |
| 太田丙子郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 桑田熊藏 |
| 大立目重虎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 山本悌二郎 |
| 渡邊菊之助 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 山口房五郎 |
| 鹿子木彦三郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 矢口孝次郎 |
| 川勝武夫 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 松本蒸治 |
| 賀來俊一 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 増山忠次 |
| 河村信一 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 松山藤雄 |
| 加藤金次郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 毛戸勝元 |
| 片山正直 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 福中佐太郎 |
| 横山鑛太郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 古田吉五郎 |
| 吉田音松 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 越井醇三 |
| 田所美治 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 小泉孝治 |
| 多羅尾源三郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 阿部嘉八 |
| 高木利太郎 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 喜多又藏 |
| 武内作平 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 木村清 |
| 武田貞之助 | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 水上長次郎 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 宮本英脩 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 下村耕次郎 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 白莊芳之助 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 澁川千之助 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 肥後八次 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 廣瀬徳藏 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 木山彦一 |
| | 大鐘彦市 | 大鐘彦市 | 關 |

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 武内省三 | 田川七郎 | 武田省剛 | 田邊信太郎 |
| 中橋徳五郎 | 内藤正剛 | 村山龍平 | 中村鄧次郎 |
| 村山龍平 | 武藤嘉門 | 村山岩吉 | 武藤嘉門 |
| 向野軍治 | 村上喜貞 | 野村次夫 | 向野軍治 |
| 上野精一 | 野村次夫 | 野村次夫 | 上野精一 |
| 桑田熊藏 | 黒田莊次郎 | 矢野慶太郎 | 桑田熊藏 |
| 山本悌二郎 | 矢野慶太郎 | 矢野慶太郎 | 山本悌二郎 |
| 山口房五郎 | 矢野慶太郎 | 矢野慶太郎 | 山口房五郎 |
| 矢口孝次郎 | 山室宗文 | 山室宗文 | 矢口孝次郎 |
| 松本蒸治 | 牧野貞三 | 牧野貞三 | 松本蒸治 |
| 増山忠次 | 松村敏夫 | 松村敏夫 | 増山忠次 |
| 松山藤雄 | 正井敬次 | 正井敬次 | 松山藤雄 |
| 毛戸勝元 | 深尾龍太郎 | 深尾龍太郎 | 毛戸勝元 |
| 福中佐太郎 | 深野憲一 | 深野憲一 | 福中佐太郎 |
| 古田吉五郎 | 小林一三 | 小林一三 | 古田吉五郎 |
| 越井醇三 | 後藤武夫 | 後藤武夫 | 越井醇三 |
| 小泉孝治 | 安宅彌吉 | 安宅彌吉 | 小泉孝治 |
| 阿部嘉八 | 安藤常三郎 | 安藤常三郎 | 阿部嘉八 |
| 喜多又藏 | 喜多村桂二郎 | 喜多村桂二郎 | 喜多又藏 |
| 木村清 | 木村健助 | 木村健助 | 木村清 |
| 水上長次郎 | 宮島綱男 | 宮島綱男 | 水上長次郎 |
| 宮本英脩 | 水谷揆一 | 水谷揆一 | 宮本英脩 |
| 下村耕次郎 | 下村宏 | 下村宏 | 下村耕次郎 |
| 白莊芳之助 | 白川朋吉 | 白川朋吉 | 白莊芳之助 |
| 澁川千之助 | 新町徳之 | 新町徳之 | 澁川千之助 |
| 肥後八次 | 平田讓衛 | 平田讓衛 | 肥後八次 |
| 廣瀬徳藏 | 平松憲夫 | 平松憲夫 | 廣瀬徳藏 |
| 木山彦一 | 森下政一 | 森下政一 | 木山彦一 |
| 關 | 砂川雄峻 | 砂川雄峻 | 關 |

定により文部省より教員免許狀を下附された諸氏は左記の通りである。

實業教員

商事要項、簿記	大一四專商	伊藤 祐平
商事要項	大一四專商	猪俣 八十八
商事要項、簿記	昭三專商	伊場 信一
同	昭三專商	久松 鹿治
同	昭三專商	尾崎 信夫
商事要項	昭三專商	松永 善吾
同	昭三專商	西川 英三
同	昭三專商	大井 藤三

國家試験登第者

本誌第六十四號、並に第六十五號學内報にて報告せる本學關係者中昨年高等試験登第者中掲載洩れの諸氏を左に紹介する。

高等試験司法科合格者

昭二專法 谷村 經 賴

專法三年在學 米野 操

附屬關西大學第二商業學校彙報

紀元節賀式舉行

三月十一日午前十時より講堂に於て紀元節賀式を舉行し教職員生徒一同參列、増山事務理事の式辭あり。

第三學年卒業試驗施行

第三學年は二月十六日を以て授業終了、同十八日より二十三日まで卒業試験を施行

入學願書受付開始

二月二十日入學志願者願書受付を開始す。

職員會議開催

三月四日第三學年席次及落判定の爲職員會議を開催す。

第三學年成績發表

三月九日第三學年卒業試験成績發表の豫定

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口數	氏名
一	内藤爲三郎氏
一	奥山春枝氏
一〇	平賀敏氏
一	入江真太郎氏
二	岸田奎氏
一	豊岡佐一郎氏
一	一海景宥氏
一	内藤正剛氏
一	濱崎定吉氏
一	平田讓衛氏
一	佐々木勇太郎氏
一〇	栗本勇之助氏
一	小田切延壽氏
一	木村彦左衛門氏
一	宮本英修氏
一	中口卯吉氏
一	古莊一雄氏
一	小野村胤敏氏
一	安位伊三郎氏
一	森下博氏
一	日高驥三郎氏
一	坂部二郎氏
一	片岡安氏
一	石濱純太郎氏
一〇	新町徳之氏
一	正井敬次氏
一	森繁夫氏
一	西松喬氏
一	小林儀三郎氏
一〇	松本丞治氏
一〇	春日井佐吾一氏
一	熊澤猪之助氏
二	甲賀卯吉氏
一	朝吹常吉氏
五	平生夙三郎氏
五	範多竜太郎氏
一〇	武藤嘉門氏
五	藤田平太郎氏
一	矢野恒太氏
一	三谷軌秀氏
一	坂野鎌次郎氏
一	村田省藏氏
一	太田丙子郎氏
二	菅禮之助氏
一	中村公男氏
二〇	池尾芳藏氏
一	志保井重要氏
一	中川眞郎氏
一	平井淳一郎氏
一	橋本信一氏
一	櫻田松太郎氏
一	大山彦一氏
一	小早川常雄氏
二	馬場三次郎氏

第一回小計——一四八口

山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。偕昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高德を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるものが御座います。就いては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。

何卒微衷を諒させられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申し上げます。敬具

關西大學理事 仁保龜松
 同 喜多村桂一郎
 同 増山忠次
 同 垂水善太郎
 同 白川朋吉
 同 山口房五郎
 關西大學監事 武内作平
 同 大鐘彦市

記

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大方各位の寄附に仰ぐこと、但し釀金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、釀金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

千里山學士會事務所移轉

今同辦理士西川元氏並に同山崎峰雄兩氏の西川山崎特許事務所を大阪市北區梅ヶ枝町梅ヶ枝ビルディングA六號室に開設せるを機とし千里山學士會事務所を同所に移轉された。

校友吉川太三郎氏の

此花商業學校新設

本年二月十四日附を以て文部大臣より本學校友吉川太三郎氏出願の甲種此花商業學校設立の認可があつた。吉川太三郎氏は本學專門部經濟學科大正十一年度出身にて曩に淀の水高等女學校を興し銳意之が經營に任じ、同校は爾後隆盛に赴き特に女子體育方面では都下各女學校中に覇を稱へてゐる。吉川氏が設立認可を受けた此花商業學校に就いて聞くに、豫てより本學專門部並に附屬關西甲種商業學校同關西大學第二商業學校の天六に移轉すること決定と共に此花區に於いて特に最近發展し來りし北港方面に男子中等學校の設けなき爲之が必要を痛感し概地方有力者の勧めに従ひ之が設立を決心せる由にて、差當り市内東淀川區淀川稅務署隣（市電天神橋筋七丁目東二丁）に假校舍を定めてゐるが、來る五月より此花區秀野町（市電恩貴島南町下車北二丁）に新校舍を起工し明年五月竣成と同時に移轉の筈である由。

校友の面影

辯護士 松本茂三郎氏
大正三年法律學科卒業

氏は明治二十三年三月福井縣敦賀町に生る。幼にして父母を喪ひ、ために寒燈影漸く暗く彼は十歳にして丁稚奉公の身となつたけれども身に溢るる獨立の志氣は、安閑として彼をこの地にとぎめしめず、十六歳の時奮然郷里を出でて來阪し、或は新聞配達夫となり、或は車夫となり、傍ら大阪商業學校に學ぶなご寸陰分辱を愛惜し、風に櫛り雨に沐して、而も能く困苦を忍び、艱難に堪へ、一意唯希望の光明を望んで前途に勇進したのである。かくて大毎郵送部に職を得て本學專門部豫科に學び又保險の勸誘員となりて專門部法律學科に學を修め大正三年卒業、後幾許もなくして上京し、辯護士のもとに書生となり、ここにまた霜辛雪苦の勞を重ねること數年、大正十一年その功成りて辯護士試験に及第し、同年冬大阪に於いて開業今日に至りし人である。春未だ淺き一日、氏を北濱三丁目の事務所を訪ふ。はじめて見ゆる氏の風貌なほ名山勝景の僻地に多きが如く、宛も山林中にその人と會するの感が深い。身を保つ清淨質朴に、その氣節の凜乎として犯すべからざる所あるのを感じるは獨り筆者のみでなくはじめて氏に會ふ誰しもが得る印象であらう。

するが如き心持で、その數奇なる苦學生活を通過しての感想を問ふたのである。

「私ぐらゐる變つた生活を續けて來たものはありますまい。新聞配達をしたり、車轆きをしたりした頃といひ、關大を出て東京に行き辯護士試験の準備をした頃といひ、今から思へば始終奇しき運命に弄れ通したつたのですよ。苦學といふやうなことは所謂才子では到底出來ないことですね。私なんかも餘り世才に長けてゐなかつたから、さうにかあんなアブノーマルな生活をする事が出來たのでせう。



松本茂三郎氏

ね」重々しい過去の體驗を極めて輕い口調で吐き出される。

「しかし私には苦學生活を誇らうといふ心は毛頭ない。糊口の資を得るために苦しみなながらも、なほ且學問がやめられないといふやうな人間はみじめなものですよ。一般に苦學といふ體驗からは、個人主義若くは利己主義といふやうなものが生れますそれは獨立獨行の精神が餘りに強いためです。だから世の苦學生に對してはかういふことを言ひたい。苦學をするといふ精神は誠に結構であるが、そ

れと同時に圓滿なる人格の修養といふことも肝腎である。學問をするといふことそのことのみのために人間固有の美を失つてはならない。人は經濟人であり社會人であると共に、また美的人であり宗教人でもある。だから自分の將來の希望が、例へば社會的權力の獲得といふことにあるとしても、それがために美とか宗教とかといふ人間の一面、言ひ換へれば人間味といふものを蔽ひかくすやうなことをしてはならない。人間は何處迄も人間的存在である所に固有の美を有する。従つて個性の自由なる伸展といふことが人間的な生活には最も重要なことでなければならぬ。この意味に於いて獨立獨行といふ言葉は曲解して、たゞ自分は自己の力で自己を作るのであるから、自己以外のものはさうでもよいといふやうな考へを抱くのは、結局その人自身を破滅に導くのみである。世の所謂苦學生は餘りに經濟的に壓迫を受ける所から自分を小さく

見てしまふやうになるのは或は己を得むないかも知れないが、この事に心して今少し大きな存在に對する憧憬をもちたいものだ。私も自身の體驗からこの頃大分宗教味といふものがわかつて來たやうな氣がする。例へば働くといふ言葉は、はたを樂する即ち他人を樂させるといふ意味だと天理教が説く境地、さういふ境地がこの頃しきりに感じられる。だから辯護士なんていふ仕事も結局いくらかでも他の人々の爲になればそれでよい。

即ち他の人々の用立てのために自分は仕事を
するのだと考へてゐます。」

以上の言葉によつて、氏が富貴に汲々たらさず
貧賤に戚々ならず、毀譽褒貶を浮雲視し、以
て自修に勉むるその本領、巍然として抜くべ
からざるものあるを觀取することが出來よう
日常の御趣味はと問へば

「玉突と麻雀ですな」といつて笑つて居られ
た。

氏は令閨との間に二男一女あり、令閨の熱き
宗教的信仰のために一家は極めて平和である

(第一〇頁、上段より續く)

る点等であるが吾人はその新設を祝し、我國
文教の爲に飽く迄初一念を貫いて目前の難事
小事にこだわらず高き理想を實現されむこと
を吉川氏に敢て囑するものである。

千里山歌壇

編輯 局選

廣田 弘題

△風
風のむき變りたるらし工場のエンヂンの音はたご止みた
り

△友を送る

君送り歸りて部屋にたすめは汽車は千里の外を走れり
(高橋繁信君)

△京都にて

なんご言ひさわめきやうぞ京にして小安の綾のその京に
して

△
徳弘 靜彌

正月の三日もゆきてごめぬ流れのまの現し世を思
ふ
涙に立てば煙も遠のきて町のうねりの身にしみるなり
打撃きおり来るトロに乗れる人あごのけぞりてかじをこ
りをり

校友彙報

關西大學校友會名古屋支部總會

二月十六日午後六時より校友會名古屋支部總
親會を名古屋市「井善」に於いて開催、出席者
十三名に及び頗る盛會を極め十時散會す。當
日の出席者は左の通りである。

支部長阪口清(以下順序不同)北本常三郎、宗
本利市、中島潮海、住野駿、清水正秀、平出
修吉、富田英雄、阿澄秀夫、前田卯吉、田畑
品吉、成田幸一、松本駒吉の諸氏。

幹事松本氏報

尚名古屋支部事務所は左記へ移轉した。

名古屋市東區東外堀町二ノ四 宗本利市方

校友動靜

臺灣在住校友の動靜——在臺北校友橋利雄氏(昭
三專文)よりの消息によれば、最近臺灣在住の
本學校友の間に、校友會支部設置の計畫が進
み、遅くも本月中にはその創立を見るだらう
とのことである。同氏の報告により判明せる
同地在住の主なる校友の動靜左の通りである

上田 貞藏氏(昭三七法) 臺南地方法院合議
部長兼單獨部判官在職。住所は臺南市開山
町三丁目。
山田榮次郎氏(昭三九法) 臺灣總督府官房審
議室兼臺北刑務所庶務係勤務。
向井 威夫氏(昭四二法) 臺灣專賣局酒課書
記在職。

梅川伊之助氏(昭四三法) 臺灣高雄市役所助
役兼庶務課長在職。住所高雄市湊町四丁目
山口 正成氏(大二法) 臺灣總督府交通局
鐵道部運輸課書記在職。

野坂 眞三氏(大五專法) 臺灣總督府殖産局
豊務課勤務。

板橋 菊松氏(推) 目下司法省囑託並に立教
大學商學部教授の職に在り。住所は東京府
豊多摩郡下落合一七三二。

塚本 正一氏(昭三專法) 今般神戸市役所
社會課に勤務せられることとなつた。
坂口 軍司氏(大二三法) 大阪市健康保險組
合の常務理事に就任。

岡淵 正照氏(大二四專法) 野田文一郎氏指導
の下に立憲公正會幹事の職に在りし氏は、
今般更に民政黨兵庫縣支部分會たる實生會
理事に推薦された。

油谷 英一氏(大二五專法) 朝鮮總督府屬なる
氏は目下忠南瑞山郡に在勤の由。
八澤 俱好氏(昭三天法) 千葉鐵道第二聯
隊第七中隊に入營。

大塚 俊勝氏(大二五專法) 神戸地方裁判所陪
席判事より同區裁判所民事掛に轉任。
宮本 明雄氏(昭三專經) 今般丸金醬油會社
大阪出張所に勤務せられることとなつた。

米谷 一郎氏(大二四專經) 二月二十二日某氏
の媒酌にて玉井喜美子嬢と華燭の典を挙げ
られた。

西川 元氏(大二四大法) 山崎峯雄氏(大二五
大法) 兩氏の特許事務所を北區梅ヶ枝町梅
ヶ枝ビルディングA六號に移轉された。

校友住所移動

大前 久雄(昭二專法) 西成區粉濱町三丁目四〇
間部 健藏(大二三法) 京都市六軒町中立賣上ル東
入西中筋町一九
中村 泰音(大二專法) 東淀川區柴島水道部東公舎

合口 隆佳(大二五大法) 二號ノ四
兵庫縣寶塚池田下三番地
中島 義一(大二五專商) 支那天津海光寺日本兵營南
天津製糖公司

別木 靜哉(大九法) 京城府櫻木町二ノ一八六本
町四地
馬目 重則(昭二專商) 港區入幡屋松ノ町二ノ二五
九木本再三郎方

西 長市郎(大二商) 西淀川區海老江町上四丁目
四
後藤 武夫(昭三專法) 西淀川區大仁木町二丁目六
六豐田方

楠木 堅(昭三專法) 東京府荏原郡矢口町蓮沼二
一六中山方
山本 芳文(大八商) 天王寺區勝山通二ノ三七
前川信之助(大二四專法) 西淀川區野里町一三三
福光 勇(昭四法) 名古屋市南區呼續町明海戸
五

大塚 俊勝(大二五專法) 神戸市外西灘村五毛三一
西本 寛一(大二二法) 西區阿波座四番町一
中西 恒三(大二四專經) 西成區辰巳通二ノ三六
米谷 一郎(大二四專經) 港區東田中町五丁目九六ノ
二

藤田 芳顯(大二五專法) 西成區潮路通一丁目四
山室 茂雄(昭三專經) 此花區櫻島町大鐵經理課安
治川口倉庫櫻島派出所内

山本 誠一(昭三專商) 靜岡市金座通中町三五
谷田諱十郎(昭三九法) 釜山府富民町一丁目三
長谷川安治(大二三法) 姫治市坊主町四三
八田 薫(大二三專) 福岡市外箱崎町原田一四
四四 國崎猪十郎方

校友改姓名

昭二專法 小谷 義延 (舊) 笠井 義延 (新)

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二次第三回例會——去る一月廿六日午後一時省線吹田驛に集合、一行九名は一時半出發して攝津富田に下車す、先づ人皇第廿六代繼體天皇三島藍野陵に參拜す。次いで、西國第二十二番の札所である總持寺に向ふ。折柄風雲しきりにいたり寒さますます加はる。

總持寺は眞言宗にして、本尊は十一面觀音寛平二年藤原山蔭創建にかかる元龜元年中兵火に罹り燒失せし爲、慶長八年豊臣秀頼再興し片桐且元奉行す。寺後に山蔭の墓がある。それより本照寺に至る。これで豫定を終り富田より新京阪にて歸阪、時正に六時。一行は、

河村教授、香坂中佐、森井惣吉、溝邊文和、竹若隆三、平井三朗、小田切酉、佐後淳一郎、奥川武郎

第四回總會並に送別會開催——去る一月十六日午後六時半より清水町「北むら」に於いて本年卒業せられる本會員齋藤、淺見、平井の諸兄の送別會と總會とを兼ね、會長小泉教授、副會長若松先生、顧問河村教授、香坂中佐を始めとして本會賛助會員たる八木博氏、今西茂喜氏並に矢島學生監、山本順應氏、田所留三氏、幸島甫氏等多數の御來會を得て極めて盛大に開催された。先づ森井幹事より前年度の會計報告があり、本年度の幹事の改選を行ひ、宴に移る。一同歡談に時の經つのを知らず盛況裡に十時過ぎ散會した。因に齋藤氏森井氏と共に本會の創設に専ら力を盡された事を會員一

同は深く感謝する次第で、將來尙一層の御指導を賜らんことを切にお願ひして筆を擱く。因に當日の出席者は左の通りであつた。

小泉教授、河村教授、香坂中佐、矢島學生監、若松新吾氏、山本順應氏、田所留三氏、八木博氏、今西茂喜氏、幸島甫氏、齋藤、淺見敏郎、平井美水、森井惣吉、岩田浩太郎、溝邊文和、淺見寛二、中村武一郎、井元拙夫、淺利猪一、木村仁吉、稻垣三郎、小田切酉、竹若隆三、平井三朗、藤本武之助、奥川武郎（以上二十七名順序不同）

——奥川君報——

千里山山岳部報

山岳部會則——吾部はここに生氣潑たる新陣容を整へ大いに活躍せんとしてゐる。左に會則を掲げよう。

千里山學友會山岳部則

- 一、本部ハ關西大學千里山學友會山岳部ト稱シテ事務所ヲ千里山關西大學内ニ置ク
- 二、本部ハ各季ニ於テ登高、探勝、露營、旅行其ノ他總會或ハマネジャーニ於テ適當ト認メタル事業ヲ行ヒテ、體育、智育、兩方面ノ完全ナル發達並ニ部員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 三、本部ハ本部ノ主旨ニ賛同シテ入部セル千里山關西大學ニ學籍ヲ有スル學生生徒ヲ以テ組織ス、部員ニハ部員章ヲ與フ
- 四、本部ノ役員ハ左ノ如シ
イ、本部ノ主旨ニ賛同セル本學教職員校友其ノ他ヲ名譽部員又ハ顧問トシ本部ノ事業ヲ補助ス
ロ、本部ニ部長一名ヲ置キ部長ハ部ヲ統率シ顧問ノ中ヨリ推薦ス
ハ、本部ニハ監督一名ヲ置キ監督ハ部務一切ニ就キ監督指導ス監督ハ本學卒業生ニシテ顧問ニ推薦シタル者ノ中ヨリ推ス

ニ推薦シタル者ノ中ヨリ推ス

ニ、本部ニハマネジャー若干名ヲ置キテ内一名ヲチーフ・マネジャー、其ノ他ヲサブ・マネジャートス
マネジャーハ一切ノ部務ノ中會計ニ關スルモノノ外ノ事務ヲ處理シ部員中ヨリ互選ニ依リテコレヲ任命ス
ホ、本部ニハ會計ニ二名（學部、豫科各一名）ヲ置キ會計ニ關スル事務ノミヲ司リ部員中ヨリ互選ニ依リテ任命ス
ヘ、本部ニハ必要ニ應ジテリーダーヲ置ク、適時マネジャー之レヲ任命ス
本部ノ役員ノ任期ハ一ケ年以上トシ缺員ヲ生ジタル時ハ直チニ之ヲ補フ

五、本部ノ會計ハ學友會ノ部費及新入部員ノ納付スル入部金ヲ以テ之レニ充ツ、但シ必要アル時ハ部員ヨリ出費セシムル事アリ、會計報告ハ必要アル時ハ之ヲナス

六、本部ノ最高機關ヲ部員總會トシ毎學期ノ初メニ部長コレヲ召集ス、部長、監督及チーフ・マネジャーハ臨時總會ヲ召集シ得部員三分ノ一以上ノ要求アリタル時ニハチーフ・マネジャーハ總會ヲ召集スルモノトス、總會ニ於テハ役員選舉部則變更、諸般ノ事務報告、部員ノ懲罰等重要事項ヲ協議ス

七、本部ニ於ケル總會ニ次グ機關ハマネジャー會ニシテ總會ニ付ス以外ノ事項ニ就キ協議シ部長、監督チーフ・マネジャー之レヲ召集ス

八、本部ハ事業遂行ノ便宜上各班ニ分ツ當分ハ左ノ如ク分チ必要ニ應ジテ班ヲ増設スル事ヲ得、各班ノチーフ・リーダーハマネジャーコレヲ兼任ス

九、キャンブ班、探勝班、登高班、スキー班、本部ハ事業ノ性質上特別ノ場合ヲ除キテハ一般學生ヨリ臨時會員ヲ募集シテ本部ノ主旨ノ貫徹ヲ圖ル、但シ臨時會員ハ部員ト同一ノ待遇ヲ受

ケザル事アルベシ

十、部員ニシテ理由ナク本部ノ計畫ニ引續キ參加セザルモノ及部則ニ違反シ又ハ本部ノ體面ヲ汚スガ如キ行為アリタルモノハ除名處分ニ付ス
尙本年度役員は左の通りである。
部長 大立目重虎先生
顧問 河村信一先生、田邊信太郎先生
若松新吾先生
名譽監督 藤田日出夫
チーフマネジャー 木村仁吉
サブマネジャー 平井三朗
サブマネジャー 西島政二
會計係 森田米造、北之正勝
學友會委員 阿部正貫

——木村君報——

千里山馬術部報

七月中下旬の半ケ月間を近江木戸合宿、八月二、三日の濱寺に於ける第四聯隊の水島演習に参加する等、専ら心身の養成、技術の練磨に努力し、茲に第二期を迎へる事になつた。尙、新に本學に來任せられたる馬場騎兵少佐は、我部の懇望を容れられて親しく部員の馬術練習、馬匹飼養管理の指導に當られることになつた。我部の將來益多幸なるべく、部員一同はより大なる飛躍を試みんとして居る次に馬術部日誌の概要を掲ぐ。

七月十五日——二十八日 部員二十數名は木戸氏御尊父の御騎旋に依り馬匹八頭を連れて近江木戸に合宿練習を行ひ、其の間木戸、小松兩村の小學校校庭に於て模範馬術の公開をなした。

八月二、三日 濱寺に於ける騎兵第四聯隊の水馬演習に参加し、徹夜の乗馬輸送を行ふ。當日の競技入賞者は一等、岡島、二等、大谷であつた。

八月十五日 我部顧問板津少佐の送別會を野田屋で催す。

八月廿一日 新大阪愛馬會名譽會長第四師團長歡迎のため供覽馬術行はれ、我部も自馬を以て参加し、賞讃を得た。

九月八日―十日 八日發東上、九日陸軍士官學校に開かれたる關東乘馬大會の豫選に参加し、豫加チーム(大谷、松本)は二十餘のチームより選ばれて、第二位の好成績に入選した。

九月二十日 午後七時半、多數の見送りを受けて東上、翌二十一日、神宮外苑日本青年館に投宿。

九月二十二日 オリニック馬術競技参加の遊佐中佐の歡迎會に出席、色色と有益なる講話を聴く。

九月二十三日 關東乘馬大會當日である。昨日の雨も名残りなく霽れ、澄宮殿下の臺臨をも忝ふし眞に盛會であつた。當日の東西對抗競技には選手十名中我部より七名出場力戦これ努めたが我の劣れる爲か、敵の勝れる爲めか、僅かの差にて敗れたが、協會外對抗競技には見事優勝し、優勝旗並に賞品は大谷、松本兩君の手に授與された。尙當日大阪騎兵第四聯隊に於ける軍旗祭の馬術競技に金田、森脇兩君は卷乘三等を得た。九月二十四日―二十九日 此の間慶習志野陸軍騎兵學校を訪ひ、見學練習に或は見物に三十日の來るを待った。

九月三十日 第四回對慶應、第一回早稻田馬術競技、篠つく大雨のため、本學選手の困難は言語に絶したが結局對慶應戦は馬場馬術に、障礙飛越に共に敵を壓して百八點の差を以て大勝、次に對早大戦は雨のため、コンデイション悪く馬場馬術に優りしも障礙飛越に於いて惜しくも勝を讓る、左に記録を掲ぐ、

馬場馬術 障礙飛越 合 計

關大 四八三、五 五七七、五一〇六一、〇
慶大 四七四、五 四七六 九五〇、五
差一〇八、五 但し滿點 千五百點
關大 四五二 四四一 八九七
早大 四四五 四七六 九一七
差 二八 但し滿點 千二百點

同夜三校聯合の懇親會に觀を盡し、同夜多數の兩校選手の見送りを受けて歸阪した。我部選手は、織田、岡島、春元、樋口、西大谷、小寺、田中、松本(宗)、大森、高久の諸君である。

十月十三日 北村に於いて秋期總會を開く、種々なる議事を決し、次年度選手を次の如く定められた。主將樋口、副主將大谷、マネージャー小西、副マネージャー小寺、其他甲川、岡本、田中、松本(宗)、大森、金田、高久、更に會計係に甲川、岡本、記録係に木村、松本の諸君當選す、尙當日馬場先生の來會を得一場の訓辭があつた。

十月十四日 對大阪府廳競技、馬場馬術、障礙飛越、速歩競争、旗取競争、馬上擊劍、載發競争、ボ○競技の各種目の競技を行ひ四四對三六にて本學勝つ。更に個人にては一等西三等春元であつた。

十月二十八日 大學祭馬術小會、大學祭餘興を兼ねて馬術小會を開き、府警察部及び高工馬術部の参加を得て成功を博した。尙當日愛馬會よりは特に良馬三頭の貸與を得た。

十月三十日 東京代木練兵場に於いて開催された御大典記念の自馬共進會に我部より樋口(自馬金泉ハクニー雜種)大谷(自馬日光アングロアラブ種)の二名参加す、幾多専門家に伍して奮戦し技倆優秀の故を以つて四等賞を得た。

十月三十日 名馬オランジュ號斃る、土葬す。

十一月五日 牧鈴死す。

十一月十三日 三好騎兵總監督、愛馬會に來會せらる、團體馬場馬術を供覽す。

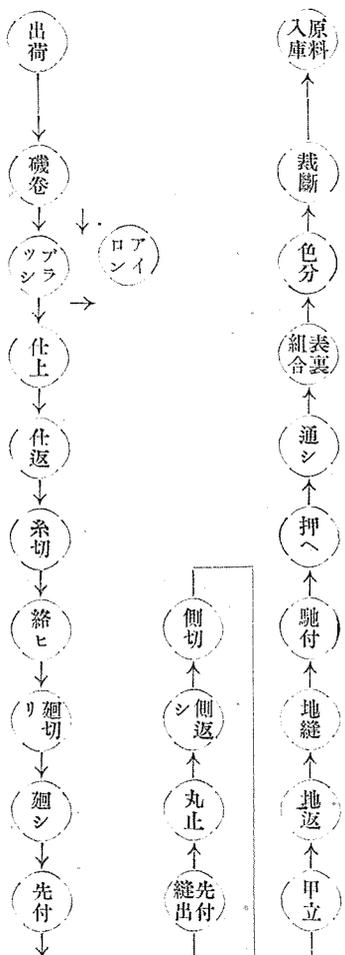
千里山商學會報

凡そ時代の進展は社會文化の花である。自足自給の時代たりし古代より交換時代に移り、更に利用交通

時代に入りて市場擴大するに及び生産も自ら改良改善の機運に促さる。此時に當りて科學の進展著しく機械蒸氣電氣の發明發見相次いで起るに及び工業もその初歩たりし家庭工業時代より分業時代(手工による)に入り更に科學の精華を捕り入れて茲に機械動力による分業時代即工場工業の時代を見るに至れり。我が國に於ても明治二十年頃よりその機械工業漸次發達して今日に於ては家庭工業全くその影をひそめるに至れり。之更に市場の擴大に伴ふ生産能率の増進に外ならぬものにして、各工業者は生産能率増進に不斷の努力を注ぎ居る状態にして各地に産業能率研究所の設立せられしは之が賜である。

斯る時代に於て我國工業界がその生産上如何なる程度までに科學的進歩を來して居るやの研究の爲め我國固有商品たる足袋の生産状況を視んごし、去る八日福助足袋工場見學を決行す。

左に一足の足袋を仕上げるまでの分業工程を御紹介しやう



以上は大體の工程を示せるもので此外に裁斷に至るまでに土地検査、染色検査、糊付等十一工程あり、更に仕上の磯巻後出荷に至るまでも袋入、検査、品別、入庫荷揃等約十二工程ありて、原料入庫より出荷に至るまで更に五十八工程を経て初めて一足の足袋として市場に現はれるものである。之で不充分

乍ら大體の分業状態がお分りであらうし又商品の重要性もほゞお分りの事と思ふ。

右五十八工程の中圖示の範圍(三十三工程)は全完なる機械分業にして他は糊付を除いては概ね手工分業である。而して機械分業に於ては如何に機械が精巧なるものであつても之のみにては機械能力を充分

軍記物語の特徴を論ず

藤科三年 加古 撤次郎

- 1 序論——軍記物語の發生
- 2 社會環境の特徴
- 3 社會の變化——戦亂と武士の勃興
- 4 新佛教の發生と活躍
- 5 文學の作者——隱士、僧侶
- 6 形體的方面の特徴
- 7 和漢混淆文
- 8 俗語、武家語、漢語、佛語、雅語の折衷體
- 9 七五調。
- 10 對句、駢儷體。
- 11 語法上の特徴。
- 12 和漢故事、古歌、朗詠の引用。
- 13 戰爭譚と戀愛風流事の相錯綜。
- 14 思想的方面の特徴、(a) 佛教思想
- 15 無常思想
- 16 因果思想
- 17 往生思想
- 18 寂滅思想
- 19 思想的方面の特徴 (b) 武士道思想
- 20 軍記物語と武士道思想
- 21 忠義の思想——主従の恩誼
- 22 尚武思想——一騎打
- 23 名譽尊重——家名——名乗り
- 24 思想的方面の特徴 (c) 英雄思想
- 25 結論——國民文學

ここに言ふ軍記物語とは「平家物語」「太平記」以下鎌倉室町時代の武人本位、戰爭本位の文學作品の一類を指すもので、此等軍記物語は王朝末期の作品「大鏡」「榮華物語」に暗示を得、「今昔物語」「宇治拾遺物語」に和漢混淆文の技巧を學び、「將門記」「陸奥語記」「後三年合戦記」を先驅として現はれたもの

で、我文學史上に不朽の光彩を放つて居る。今此等の軍記物語を環境、形態、思想の三方面から考察して、其特徴を考究し、其特徴を通じて文學としての本質、價值を研究しやうとする。

文學は時代世相の鏡である。或る時代の文學の特徴を論ぜんとするには、其文學を生める社會環境の性質特徴を明にする必要がある故に。先づ最初に軍記物語を生める近古時代の世相の特徴と軍記物語との關係を論じて見やう。

近古時代は何人も熟知の通り社會に非常な變化があつた。就中從來は唯遠い世界の事と音にのみ聞いて居た兵馬の騒ぎを、保元平治以來頻々として眼前に見る様になり。當時の人心に非常な衝動を與へた。此等戦亂の當時の文學に與へた第一の影響は軍記物語の發生で、此が軍記發生の直接の原因である。此等戦亂に伴つて從來の貴族の勢力失墜し、今迄長袖者の隨使に甘じて居つた武士が自己の實力を自覺して、ここに武家と稱する新階級を確立するに至つた

此の武家は武士道の徳目を嚴守し、尚武の氣象に富み極めて活動的進取的であつた。従つて武士を題材とする軍記物語も極めてきびきびした緊張した文章となつて現れて來た。斯の如き激しき世の變轉、榮枯盛衰に一般民衆は漸く人生の頼み難き果敢なきを知り此不安の念は遂に厭世主義となり、進んで慰安を宗教に要求した。佛教は我國に傳來してより既に數百年を経て居るが、前代迄は表面上外觀許りが隆盛で、民衆に與へた内面的感化は至極乏しく却つて種々な弊風に囚れて居た。是に對する自然の反動は時世の混亂に觸れて助成され、ここに現世を厭ひ眞の解脱を欣求する一派の人生觀を誘致した。斯して此時代の初に於て禪宗の渡來となり、次いで淨土宗、眞宗、法華宗、時宗等の諸派が新に我國に組織され、時の幕府の敬神崇佛の政策により一層盛となり民衆から渴仰された。これに刺戟されて從來の眞言天台も幾分か覺醒し活躍

を來した。されば此等の諸宗派が世道人心に及ぼした感化の非常なものであつた事は想像するまでもない事で、此が爲に文學、特に軍記物語は非常に佛教臭を帯び悲涼的となつた。

又斯の如き時代に立つて文學に従事した作者は如何なる種類の者であつたか、我等は王朝時代に於いては、主として平安宮中に悠悠と閑日月を送つた貴族の徒、就中後宮の婦人が作者であつたのを見た。然るに此の近古時代の作者には、具さに世の變轉を目撃經驗し、人生の無常に我身を憐んで俗塵を遠ざかつた隱士僧侶の輩が多い。當代の大部分の軍記物語の作者を確實に知る事の出来ないのも、一面から言ふと其作者の知られない事それ自身が少くとも既に社會の表面に立てる人ではなく、裏面にかくれた隱士僧侶の手になつた事が想像される。現に「平家物語」の最も有力なる作者に擬せられて居る信濃前司行長は比叡山の慈鎮和尚の弟子である。(註一) 又「保元」「平治」の作者に擬せられて居る葉室大納言時長(註二)は行長とは從兄弟で(註三)其上「保元物語」の中には著しく山門を稱讃して居る語が所所に散見せられ(例へば「保元」卷一「新院御謀叛露顯」なる語、又卷二「朝敵宿所燒拂ふ事」の末段將門調伏の挿話等時長と山門との關係も亦否定し難く、又本物の僧侶源倫僧正を「保元」「平治」の作者として居る説もある。(註四) 何れにしても作者は僧侶或は佛教の興旨に通じて居る隱者の階級である事は争はれない。

次に軍記物語の形體的方面の特徴を論じて見よう。軍記物語を讀んで誰しも氣がつくのは、其文章が引締つて如何にもきびきびして居る事である。王朝時代の優しい女性的な文章に比べて見るに非常な相違がある。この骨のある強い調子はどうして出來たものであらうか。其描寫の對象たる武士の勇しい生活や、戦に於ける動作が自然と此様な文體を喚び起し

たものであらうが、形の上から言へば調子の強い漢文調の和漢混淆文の力に依るのである。しかも亦一方風流韻事を寫すに當つては、純國文の優麗閑雅な句法を用ひてよく歌物語の面影を傳へて居る。何れにしても雄渾な漢文脈と優雅な國文脈との渾和融合は軍記物語の一大特徴である。

更に文章上の特徴としては俗語、武家語、漢語、佛語、雅語の折衷體である事である。中でも文章を生かして居るものは俗語である。例へば「保元物語」の「射拂はんずるなり」「折角の合戦」「よつ引いてひやうと射る」等、又「清盛等がへろへろ矢」或は「平家物語」の「閻絶地してつひにあつち死にぞせられける」等實に言語に絶した妙味を見せて居る。更に「櫓の鐘」「龍頭の兜」「重藤の弓」の類、さては「弓手」「馬手」等の武家語隨所に散見し、漢語、佛語に至つては到る處無數に發見する事が出来る。此等の諸語が從來より傳れる雅語とよく調和して少しも無理なく、却つて語彙の豊富を來し、從來の單調を破り、文勢に緩急變化を與へ、ここにも軍記物語の一大特徴を示して居る。

又軍記物語の粹と稱せられる「平家物語」を讀む者は誰しも其諧和的な七五調に心を惹かれるであらう。此七五調こそ散文の素地に韻文的要素を與へたもので、「平家物語」は遂に語り物としても囃されるに到つた。又「保元物語」にも卷二「爲義降参の事」或は「太平記」の「後基朝臣再關東上向の事」同じく「大塔宮兼野落の事」等殊に名高く、七五調は軍記物語を通じて到る處に見る事が出來、これも矢張り一大特徴でなくてはならない。

更に軍記物語に光彩を添へるものは對句の妙用であり駢儷體である。殊に「太平記」に至つては其文章の生氣の一半は此對句の妙用に依ると言つても過言ではない。代表的なものを少し例に擧げて見ると忠ある者を賞しおほしますこと、聖代聖主の先規に違はず、罪ある者を赦し給ふこと、大慈大悲の本誓に叶ひおほします。されば恩光に照らされ

德澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。(保元物語卷一後白河院御即位の事)

謀は張良にも劣らざれば、堅き陣を破ること、君子孫子が難しとする處を得、弓は養由を馳ちざれば、天を翔る鳥、地を走る獸恐れず云ふことなし。(保元物語卷一新院御所各門門固の事付軍評定の事)

悲乎、昨日は紫宸北極の高に座して、百司禮儀の裝を刷ひしに、今は白屋東夷の卑きに下らせ給ひて、萬卒守禦のきびしきに御心を憐ませらる。時移り事去り、樂盡きて悲來る、天上の五衰、人間の一族、唯夢かとのみぞ覺えたる。(太平記卷三主上笠置を御落の事)

麒麟は角に肉有りて猛き形を顯さず、潜龍は三冬に蟄して一陽來復の天を待つ。(太平記卷四備後三郎高德が事附吳越軍の事)

斯の如く佳句到る處に配せられ妙からず文の華麗を助けて居る。

語法上の特徴として第一に挙げなければならぬのは音便の増加である。就中「にくい」入道めが「よいかたきぞ」等のい音便、「いましむべう」候やらん「搦うだりける」等のう音便、又「取つて伏せて」「討ち奉つたるぞや」「よつびいてひやうと放つ」「おもてもふらずわつて入り」等の促音便殊に多い。其他「さかり(盛)さかん」と言ひ「ずば(不)ずを」「ずんば」といふ様な音音も多い。又品詞上の特徴としては活用が崩れた事、一例を擧ぐれば、動詞「報は也行上二段であるが「彼恩分に報はせ給はば」(盛衰記)「私の怨を報はむごて」尊波行四段に活用して居る。其他係り結びの崩れ始めた事等も見逃す事の出来ない特徴である。

今一つ忘れられる事の出来ないものは、當代文學の一傾向である和漢故事の引用である。「保元物語」の「鶴丸事」「無禮君事」「平治物語」の「許由の事」「平家物語」に於ては卷二の「烽火の事」「蘇武が事」さては卷五の「咸陽宮の事」等、更に「源平盛衰記」「太平記」

に至つては煩はしきまでに幾多の和漢故事を包含して居る。此等の故事引用は讀者の聯想を豊富にせしめ、文章の美しさを添へるに效あるものである。又「平家物語」には古歌の引用、朗詠の引用も多い。「大原御幸」の條の「飄蕩展展空し」或は「有玉が鳥下りの事」の條の「蟬の聲夢秋を送れば、夏とおもひ」等何れも和漢朗詠集よりの引用である。古歌の引用には卷六「小督の事」の條に「小鹿鳴此山里と詠じけん嵯峨のあたりの秋の比」とあるは「後葉和歌集」

維一の「牡鹿なくこの山里の嵯峨なれば悲しかりける秋の夕暮」を引き、卷十三「大原御幸」の條の「青葉まぢりの遅ざくら、初花すりも珍らしく」とあるは「金葉和歌集」夏歌、藤原盛房の「夏山の青葉まぢりの遅櫻、初花よりもめつらじかな」を引用して居る。以上は唯一斑である。

當代軍記物語は源平や南北朝の戦亂を緯とし、義理人情忠孝の挿話を經として織りなした美しき織物である。時代の寵兒たる武人の雄健び、勝者敗者の悲喜哀歡の交響樂である。戦争を描くに先づ武人の颯爽たる武者振を精寫して居る。「保元物語」の八郎爲朝、「平治物語」の左馬頭義朝源太義平の武者振は入神の筆を以て讀者の眼前に彷彿たらしめ、それに續いて戰場の長長として名乗りや壯烈な一騎打の様子等、描寫に油の乗つて居る調子は到底他に見られない趣を見せて居る。其上此等殺伐な戦ひの精叙にごまらず、多くの古物語めいた戀愛談、人情談、風流談を挿しはさみ軍記物語に床しい詩的な色彩を與へて居る。斯の如く武人生活と戦争の描寫に力點を置きながら、同時に戀愛藝術道をも説き、更に無常悲哀の佛敎人生觀により統一した事が軍記物語の大を成し深きを成した所以で、これ實に軍記物語の生命であり、且つ一大特徴である。

軍記物語の記事内容を思想方面より考察して見ると其特徴として佛敎思想、武士道思想、英雄思想を擧げる事が出来る。先づ佛敎思想から。論じて行かう

我國古典の中で佛敎思想の最も濃厚に表れて居るのは近古文學で、近古文學の中でも我軍記物語であらう。此佛敎思想を四つの方面から觀察する事が出来る。第一は無常思想である。先づ「保元物語」の卷頭に於いて鳥羽院崩御といふ無常の事實があらはれて居る。久壽二年熊野御參詣の時權現より

「明年の秋の比必ず崩御なるべし。保元物語卷一法皇熊野御參詣並御託宣の事」この託宣を受けられ、翌元年豫言通り崩せられた。又卷尾にあらはれた爲朝の最期、勇剛の權化、力の結晶の如く思はれて居た爲朝のあまりに脆く果敢い最期は無常思想をよく表して居る。又中ほどにも敗者たる爲義父子、新院の御没落、左府横死等の没落の悲哀、更に又勅命により父爲義を殺し、爲朝を除く頼賢以下五人の弟と當腹の幼い四人の弟をも殺すことを餘儀なくされ、しかも酬いられたのは僅に左馬頭に過ぎなかつた勝者側の義朝を描き、現世の無常を示して居る。「平治物語」にも最期に「頼朝義兵を擧げらるる事並平家退治の事」といふ平治の亂に直接關係のない廿年後の事實を載せて、廻る因果生者必滅を示して居る。更に平家物語を續く者は誰しも戦ひの壯烈な光景を思ひ浮べる中にも、何時ぞなく悲哀の情に唆られて、盛者必衰の理を思ふ作者の心理に傾かずには居られない。人口に膾炙した名文

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし。猛き者も遂にほろびぬ、偏に風の前の塵に同じ。(平家物語卷一祇園精舎)

といふに筆を起し、建禮門院が六道廻りの物語に篇を結んだのは一は冒頭一は結尾として、共に作者が此一篇を述作せる趣意目的をあらはすものではなからうか。特に安德帝御入水の悲しき哉や、無常の春の風、忽ちに花の御姿を散

らし、いたましき哉や、分段の荒き波、玉體を沈め奉る。(平家物語卷十一先帝身投)の哀歌は特に無常を表して最高調に達して居る。第二は因果應報思想である。現世の成敗を見て直ちに過去の業報をなす様なのは、如何に佛敎思想が作者の腦裡を支配して居るかが判る。「保元物語」の悪左府頼長死去につき、父の大相國忠實愍の條に、「前世の宿業」なる語の反復せられたのは宿命觀の浸潤深きを知る事が出来る。又「平家物語」の中心人物、清盛の華華しい榮華、破天荒な榮達は何によるか。眞言阿闍梨祐眞を師として大威徳の法を七ヶ年修せる功徳、(註五)清水寺への千日詣の功徳(註六)嚴島神社修理の功徳(註七)此等の功徳を積んだ結果であると作者は言つて居る。又「閻絶地」のあつち死」や一門の没落は、惡業超過、大佛焚毀の應報であると稱して居る。(註八)又義經の失意不遇は平家の怨靈の祟りと見て居る。此等は何れも因果應報の思想をよくあらはして居る。

第三は淨土欣求の往生思想である。「保元物語」卷三「義朝幼少の弟悉く失はるる事」の條に父戀しくば只西に向て南無阿彌陀佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮に生れ合ひ奉らんと思ふべし。と十三の乙若が極樂往生を口にして居る。又爲朝も最期に臨んで南無阿彌陀佛と念佛を唱へて心靜に往生した。

過去の業因に依て、今かやうの惡身を受け、今生の惡業に依て、來世の苦果思ひ知られたり。されば今この罪悉く懺悔しつ、偏に佛道を願ひて念佛を申すなり。(保元物語卷三爲朝鬼が島に渡る事並最期の事)

此往生思想は「平家物語」に於いて一層著しい。頼政、忠度、重衡、維盛、六代御前何れも十念を唱へて念佛諸共に死んで居る。更に昂じて往生思想や無常觀に中毒してしまつたのは重盛で、平家一門の爲飽くまで生きなければならぬ大切な命を熊野に祈

つて縮めてしまった。又最終の「女院御往生」の一段は非常に嚴肅な調子で聖衆來迎を暗示して往生思想を示して居る。

最期は寂滅思想である。此は主として南北朝時代の文學に表れて居るもので「太平記」を見るに禪の空氣が漲つて居る事が判る。一例を擧ぐれば「太平記」卷二の「阿新殿の事」の條の日野資朝最期に辭世の頌を書くあたり。又卷十「鹽飽入道自害の事」のところに

（鹽飽新左衛門入道）中門に曲録を飾らせて、其上に結跏趺坐し、硯取寄せて自ら筆を染め、辭世の頌をぞ書きたりける。

提持吹毛。截斷虚空。大火聚裏。一道清風。と書いて、又手して頭を伸べて、子息四郎に其れ討てと下知しければ、大膚脱に成つて父の首を打落す。

同じく北條氏滅亡の段には、「長次郎崎高重最期の合戦の事」(卷十)を叙して禪風を擧揚して居る。斯の如く大平記には禪風の寂滅思想が到る處にあらはれて居る。

5

次に軍記物語に表れた武士道思想について述べて見やう。いふ迄もなく武士道は武士の間に發達し、循奉された道徳であつて、我國民道徳の中軸をなして居る。其淵源は極めて遠く早く、我國民性の忠君愛國とか清淨無穢とかが脈を引いたもので、既に上古の武事を職掌とせる物部大伴二氏の間に原始武士道とも名付け得べきが既に行はれて居た。それが時代色と地方色により變化せられ系統づけられ盛となつた。若し後代確立した武士道の徳目を忠義、尚武、廉恥、清廉、儉素、禮儀、誠實、仁愛等とするならば、當時の武士道は是等全部を完全に具備するとは言へない。併しうぶで荒削りで而も力強いうちに是等徳目の芽と見るべき要素は大體含んで居るのである。武士を中心とする軍記物語が「東鑑」と共に當代武士道研究の最重要史料となつて居るのは蓋し

當然の事であらう。

武士道徳目の中で當時の武人に最も重んぜられて居たのは忠義、尚武、名譽(廉恥)等の中でも忠君の徳は當時の武士道の心核であり、軍記物語の筆者も特に此方面に力を入れ、忠君の行跡を記す際には自ら文字が光彩を放つて來る趣がある。「保元物語」中卷「新院御出家の事」の條の爲義の崇徳上皇を御守護して逃げる所、又「太平記」に於ける笠置落の藤房季房湊河の楠公兄弟、其他兒島高德、名和長年等餘りに有名である。しかし武家全盛時代に於いて以上の如き天子に對する眞の意味の忠義思想は比較的少い。

軍記物語にはこれが變形されて多くは家の子郎黨對主君の情美となつて表はれて居る。武士が我一身一家を忘れて只ひたすに主君の爲に盡す犠牲的精神は即ち武士道の根本である。これを適切に描いたものは「平治物語」卷二「待賢門の軍」の條に於ける義平主從對重盛主從の大立廻り、又「源平盛衰記」卷廿二「衣笠合戦」の條、佐殿三浦に漕合ふ事」の條等、就中「平家物語」卷十一の「嗣信最期の事」等は實に痛切哀切の委曲を盡して居る。忠誠は確に當時の武士が發揮した精華で、軍記物語が美はしき國民精神を示して居る優れた文學作品とせられるのも主として此點を指すのであらう。又一方主君の方でも士卒を愛する事子の如く、戦の巻に於いて美はしき人間の純精神愛を示して居る。盛衰記を見ると、屋島の戦の前に當つて源氏の軍勢は三日に亘る追撃戦に疲勞其極に達し全軍前後も知らず熟睡した時、義經は只一人終夜敵の様子を窺ひながら丘上に立ち盡した苦心の事が記されて居る。又前述の佐藤嗣信が討死した時に示した義經の純愛の精神に對して

是を見る侍共みな涙を流て、此君の御爲に命を失はん事は、全く露塵程もをしからじ、(平家物語 卷十一 嗣信最期)

といふに至つて居る。獨り義經のみにとどまらず、名将勇士の情義に富む事は孰れも同じく、平治の戦に須藤俊綱が敵に急所を射られ首まで敵に取られん

とした時、義平がこれを救つた態度をかばかりに御情深く渡らせ給ふかな、心安く臨終せん。

と後綱自身感涙の言葉を發して居る。郎従の急を救ひ面目を保たしめん爲には主君自ら危きに身をさらす。此の愛情の心は士卒と運命を共にせんとし、萬卒死して一將生を保つ事を愧づるに至る。「太平記」卷廿に義真が藤島の戦に苦戦して居る時、敵の矢は義真を狙つて盛に飛來する、郎従皆義真の矢面に立ち塞つて的となつて斃れる。これを見兼ねた義真は士失て獨り免るは我が意にあらずと稱へ、遂に自ら第一線に出て奮闘する事が記されてある。

次に重要なのは尚武思想で前述の忠誠と並んで武士道中の中心徳目である。尚武の記事は寧ろそれ自身が戦記文學の中心たる趣がある。平忠盛の雨の夜の祇園の境内に於ける沈勇、治承四年の役に於ける信連が勇戦、橋合戦に於ける忠綱、淨妙の猛者振り、さては宇治、勢多、一の谷、屋島、壇浦に於ける源平諸勇士の華かな戦闘振り等今も讀者をして血湧き肉躍るの感あらしめる。又新田義貞鎌倉攻の長崎父子の惡戦苦闘(太平記卷十)等は書き得て痛快な感がある。又死する事歸するが如く從容として臨終の際本心を違へず、勇士らしい最期を遂げた悪源太義平(平治物語下卷惡源太誅せらるる事)又湊河に於ける楠公兄弟の勇壯悲烈な最期の如き何人も熟知し感動して居る所である。又一騎打といふ戦闘形式も當時尚武の氣象に富んで居た武士の好んだもので、長長しい名乗りや鎧を削つて戦ふ武者振りの見事な場合は、敵味方の差別なく拍手喝采した。そこに純眞なる尚武思想が見られる。「太平記」卷八「四月三日合戦の事」や「妻鹿孫三郎勇力の事」等實に巧みに描かれて居る。

次に武士は廉恥心に富み非常に名譽を重んじた。萬死の中にありながら猶家名を墮すまいとした義經の「引流の事」(平家物語卷十)等、祖先を辱しめず家

門の譽をあげやうとの希望は、我國民間に遠き神代の昔から流れて居る血で、是を極度に發揮したのが武士道であらう。所謂「名乗り」等も其發現の一形式である。「名乗り」の内容は生國、祖先、自己の戦歴決心等で或は敵を威嚇するに用ひ、或は挑戦に用ひた。自らの名を表すは自己の誇を示し、自己の功績を顯著にし敵をして「相手にとつて不足なし」の威を抱かせる、効果がある。又挑みの言葉は相手を叱じしめて戦に誘き出す趣意から出たもので、要するに何れも名譽の威が中心となつて居る。其他「きたなくも敵に後を見せ給ふものかな」「まさなうも逃げ行く見苦しきよ」「卑怯にも後退りして云云」等の語は皆この廉恥の精神に叛く事を罵つた語である。

況んや不忠の臣の二君に仕へやうとて、おめおめ降参するものなどに至つては敵味方ともひどく爪弾きして

弓箭馬上に携はるたぐひ、二心あるをもつて恥とす。(平家物語卷七福原落)と云つて居る、

6

保元平治の兩亂に始まり源平争闘に引續いた有史以來未曾有の大動亂は民衆の精神を翳が上にも萎縮せしめた。さては大動亂、大地の鳴動、彗星の出現等は彼等の神經を愈々尖鋭化した。この混亂裡に勇しく立ち働き、英雄しく善處した非凡の偉力を有する人物は英傑として追慕せられ讃仰せられ、ここに所謂英雄崇拜なる思想が現れた。軍記物語は一面から見れば英雄文學である。「保元物語」には入郎爲朝が活躍して居る。否爲朝の爲に書かれたと言つてもよい程全篇爲朝を稱讚し、爲朝に力を入れて居る。又「平治物語」では惡源太義平が主役を演じ「平家物語」源平盛衰記に於いては義經が人氣役で、源平戦亂の渦中に天晴れ立働いた英雄振りを遺憾なく發揮せしめて居る。末路が哀れなだけに爲朝同様に「層同情せられ、追慕せられて居る。此等英雄崇拜の思想は遂に「義經記」「曾我物語」を生み、叙事詩文學

より歴史小説への轉廻をもち、永く武士的精神に隨伴して様々の英雄説話を生み、其餘流が近世の讀本文學に流れ込んで居る。

以上大體軍記物語の特徴を論じ終つた。最期に落してばならないのは、以上の諸特徴を逆して考へ得られる軍記物語の最大特徴は國民文學なる點である。一般の民衆に樂に讀む事が出来、強い感銘を與へ、且つ國民性の諸方面を多く包含せる事を國民文學としての價值判斷の標準とすれば、正しく軍記物語は國民文學としては古典中第一位に立ち、上は記紀萬葉を遙に凌ぎ、下は西鶴近松秋成馬琴物に對して敢て譲らざる地位を占めて居る勇壯なる戰亂譚を經とし、哀怨な戀愛人情談を緯とし、更に無常迅速、盛者必衰の宗教味を添へたもので其特徴の後代文學に及ぼした影響や民心の感化は非常なもので、實にホーマーの叙事詩にも比すべき我國民の有せる最大叙事詩である。(完)

註一、徒然草第二二六段
註二、醍醐雜抄、群書類從部第十二「平家作者事」の條にあり。
註三、群書類從部にあり
註四、安齊隨筆卷之三十一
註五、源平盛衰記第一卷「清盛行二大成徳法二附行陀天清水寺諸事」
註六、右二同
註七、源平盛衰記第十三卷「入道信二農島二並垂述事」
註八、源平盛衰記第二十六卷「入道得病附平家可已夢事」

時光と盛隆とは同一人にて一時改名したのである。
長隆(顯時) 行隆(行長)
盛隆(葉室) 時光(時長)
盛隆(時長)

保元物語は嵯峨本(日本古典全集)
平家物語は嵯峨本(日本古典全集)
太平記は元和版の片假名本(新釋日本文學叢書)

寄贈圖書

北川慶次郎氏寄贈圖書

- 利彦 著 現代社會生活の不安と疑問
- 山川均 著 勞農露西亞の勞働
- 赤松茂樹 著 無産階級の世界史
- 上田茂樹 著 産兒制限の理論と實際
- 馬島雄共著 資本主義と戦争
- 松本芳男 著 自由戀愛と社會主義
- 守田有秋 著 婦人問題と婦人運動
- 山川菊榮 著 インターナショナル發達史
- 浅里研眞 著
- 故大島環氏藏書寄贈
- オスカールム マルクス化とカント化
- 波多野鼎 著 辯證法的唯物論の哲學
- ア・テポリー 著 カントに於ける辯證法
- 川内唯産 著 レーニンの辯證法
- 永田廣志 著
- 宮川實 著
- ア・テポリー 著
- 河上肇 著
- ア・テポリー 著
- 秋丸純 著
- 大森義太郎 著
- ア・テポリー 著
- 志賀義雄 著
- ア・テポリー 著
- 井上滿 著
- エンゲル 著
- 岡田宗司 著
- 佐野文夫 著
- シノヴィエフ 著
- 日谷忠三 著
- カ野貞祐 著
- 天野祐共 著
- 桑木磯翼 著
- ユルニ 著
- 塚本三吉 著
- 北浦仙太郎 著

新刊紹介

須々木庄平氏著『取引所通論』を讀む

本學校友須々木庄平氏は、大阪堂島米穀取引所取引員として、賢實無比の地歩を保ち、親しく實際市場の勇たるのみならず、傍ら學理の研鑽に怠らず先に高松高等商業學校講師に聘せられ講壇に學生を導くに及び、その説く所、實情を經とし學理を緯とし、而かも所論極めて平明、學生また大いに益せられしを聞く。偶その講ゼし所を纏め近著『取引所通論』成る。以下簡單にその大要を紹介して、祝詞に代ふる次第である。

先づ序文に「學窓を離れ父業に従ふ十年、大正三年父の没後、業を繼ぎ、取引員となり、大正十四年服初、創業滿五十年を迎へ、須兎にして母没し、喪に籠る。」とあるは、氏を知る仁に取りて無量の意を傳ふる所である。辭簡、句平明なるも、よく半生拮据經營の跡を窺はしむるに足り、孝心に深く道義に篤きその性格を示すと共に、實際市場に於ける半生の經驗更に尊きものあるを覺えしむるのである。尙「偶高松高等商業學校の招を受け、不敏菲才を顧みず取引所法を經とし、説くに奇なきも、平明に概念を掴み、實情に即して、取引所を講ぜし所、今之を經め、政策批判の推敲は後日に遺して、剗剛に附し、識者の叱正を仰ぎ正を期するも、幸に取引所研究の指針となり裨益するあらば本懐の至りである」は亦氏のこの著を成せる理論體系組織の樞軸を爲すものと見ることが出来得やう。

の機關、第七章、取引員及會員、第八章、取引所の監督、第九章、取引所の賣買取引、第十章、賣買取引の決済、第十一章、違約處分、第十二章、賣買取引委託手續、に分かれ附録として、取引所法規を掲げてある。

而して第一章投機(Speculation)に於ては、第一節に投機の意義を闡明し、取引所研究の出發點を明にせんとしてある。氏は投機を定義して「投機とは相場將來に於ける變動を豫測し、之より生ずる差價を得せんとする賣買行爲である」となし

一、投機は相場の變動より生ずる、値幅を目的とするも、投資は資本の運用より生ずる収入を目的とする行爲である。
二、投資は安全確實に収入を得ることを以て第一義とするも、投機は危険を冒し賣買利益を得ん

とする行為である。となしてゐる。

△

第二章に於いて取引所を論じ先づ取引所の概念取引所の種類、取引所の賣買物件、に三分し取引所の概念に於いては従来の取引所に關する一般の誤解を排し、第一取引所は組織の市場である、第二、取引所は、代替制を有する有價證券若くは商品の賣買取引をなすを以て目的とするとなし、取引所が市場にして組織的に經營せられ、多數の賣買取引が一定の秩序のもとに行はれ、且其取引は多く投機取引にして大量取引が容易に履行なし得らるべき商品、換言すれば代替制を有する有價證券若くは商品の賣買取引をなすを論じてゐる。取引所に於いては組織上より區別して株式會社組織と會員組織との二となし、又賣買物件により證券取引所と商品取引所とに二分してゐる。取引所の賣買物件に關しては項を分けて、第一保存性あること、第二大量的に存在し、一般的に需要あること、第三相場の変易きことこの三項に分ち詳細に説明を加へてゐる。第三章取引所の設立に於いては主として法令の示す所に従ひ、第一發起の認可、第二設立の免許の二項に分ち株式會社組織に會員組織の取引所設立に關し、要件を洩らさず既示してゐるが、特に興味を覚ゆるは立法の精神を汲み、前二項に先ち取引所設立につき種々の要件を必要としたるは左の如き理由によるものであるとしてゐる。

一、取引所は商業機關であるから商人自ら經營せしめんとせしこと。二、商業の地方的色彩を尊重せんがために其地方の商人に商業管理をなせしめんとせしこと。三、取引所は大量取引の市場であるに鑑み賣買繁盛なる地區に限りたること。四、一地區一箇所とせるは同一地區内の二箇所以上の取引所ある時はその何れの相場を以て標準相場と看做すべきや適從し難きこと。

而してこの點よく了解含味することの如何により前二項の理解を進むる上に大いなる影響のあることを

信ぜしむる。

第四章取引所の組織に於いては株式會社組織の取引所の設立免許が時代の趨勢に伴ひ漸次會員組織によるものに変化しつゝある狀況を説き、これは取引所の本質並に歐米の實例より見て當業者の團體經營を以て理想とし、これが實現を期するに基くものであるがかく取引所の會員組織が禮讓せらるゝに至れる直接の原因は大正十一年の取引所法の改正であるとなし改正の要點を擧げて説明に洩漏がない。

△

第五章取引所の業務については多岐多端なる取引所業中直接取引所自ら行はずして第三者をして行はしむる所あれども、我國取引所に於いては自ら行ふことを必要とする主たる業務につき、第一市場設備、第二賣買取所の登録及び公定相場の公示、第三賣買取引の擔保、第四受渡及び決済並に繰延を取引所の主たる業務となし、各新舊取引所法取引所税法施行規則等の條文を參照し所論の依據する所を明示してゐる。而して取引所の附帶業務については株式取引所に於いては受渡代金の立替並に物權の立替に關する業務、商品取引所にあつては倉庫業を賣買取引に關係ありとなし、其内第一立營業、第二倉庫業につき説明を加へてゐる。

△

第六章取引所の機關には取引所の役員並に商議員會に二分し取引所財産の分限、役員職務、責任、委任認可、報酬、監督等を論じ、商議員會については取引所法第十七條の二項により便宜上株式會社組織たる會員組織たるを問はず取引所には必ず商議員會を常置し、その重要な事項を附議することゝなれりとし、第一組織、第二選舉方法、第三諮問事項に三分し各細叙とする所がある。

△

第七章取引員及會員に於いては氏が實際に處して得たる經驗と學理と法令の示す所に依り一々書式條文を擧げ取引員並に會員たらんとするものゝ爲めに遣

憾なき知識を供給してゐる。第一款より第四款に互り取引員の資格、取引員免許出願手續、取引員の義務、取引所の監督權を論じてゐる。尙本章第二節に取引員組合を擧げ、その處理事項を詳しく述べ、第三節に會員組織の取引所に於いて賣買取引をなすものにつき舊法の缺點を擧げて新法に依る會員を論じ尙第四節を設け會員又は取引員の使用人、につき説明を加へてゐる。本章は特に詳細に手續を叙し、實際家は勿論、理論家にとつても得る所多きものあるを思はせられる。

△

第八章に取引所の監督を論じ工大臣の監督權並に罰則の二節につき細叙し、併せて行政監督の精神の徹底を論じてゐる。第九章に取引所の賣買取引の第一節賣買取引の場所及び時、第二節賣買取引の種類第三節相場、第四節賣買取引の方法、第五節賣買取引の單位及び呼値、第六節證據金、第七節取引所營業税に分説してゐる。本章に於いて著者が特に力を注ぎて取引所の機能の實際方面を理解せしめんとし就中第二節第二款正米市場、第一項正米市場の沿革第二項正米市場に於ける取引の種類、並に第三款清算市場に於ける賣買取引等の説明に於いては、獨自の研究體験の関きが窺はれ讀者の理解を助くる甚だ大いなるものがある。有價證券の短期並に長期清算取引、國債證券並に商品結算取引等又稠摺を叙してゐる。

△

第十章賣買取引の決済、第一節精算に於いては受渡並に轉賣につき我國及び歐米に於ける精算制度發達の沿革を叙し、複數帳入値段、單一帳入値段の精算方法を述べ、第二節受渡に於いて通則受渡につき説明してゐる。一項一章に亘り説明適切例妥當なるものがある。

△

第十一章違約處分に於いて第一受渡違約、第二中間違約の二につき説明を加へ、第十二章賣買取引委託

手續に於いては、第一節委託者を取引所及び會員又は取引員との關係、第二節會員又は取引員の種類、第三節委託による賣買取引の取扱手續を述べ精算部委託契約準則をも擧げ實際上の委託賣買取引手續を細叙してゐる。

△

以上にて本論は終る、本書通讀の結果、初めて著者が序文に言へる如く所論極めて平明なれども取引所が進歩せる市場として有する機能につき概念を掴み實狀に即して肝要を得せしむる點眞なるものを痛感する次第である。附録として取引所に關する諸法規を網羅し展覧に便し書中論ずる所の典據を明かにしてゐるのは用意周到と云ふべきである。近時取引所に關する著作尠からず雖も或は沿翰に失し、或は理論に傾き、或は法律解釋に偏しよく理論と實際の調和を得たる、取引所説の中庸を得たる本書の如きものあるを知らず。敢へて斯業專家並に學生諸君に一讀を薦むる次第である。

須々木庄平著、『取引所通論』大阪市北區會根崎上三大同書院發行、定價二〇〇(一箱村生)

(第二三頁より續く)

に發揮する事は困難である。即ち機械能力を補助する處の機械工の完全なる心的、生理的、能力に待たねばならぬ。而して該工場機械工を見るに工場内にありては人間の域を越へて完全に機械と落け合つて居るのを見ることが出来た。斯くしてこそ一日の生産高十三乃至十四萬足、一人當り二〇〇足乃至二五〇足もむべなるかなごうなつたのであつた。次ぎに機械工の保健状態であるが、之が設備として圖書館、運動場、衛生的な大浴場、療養舍等在りて心的、生理的の心機轉換に努め爲めに被病者の甚少なることは斯る機械工場に於て喜ぶべきことである最後に斯る我國固有商品の生産上八九の機械特許を有し完全なる科學工業に化せし事は我國科學の進歩の片鱗をうかがひ得るものである。(乾君報)

寄贈圖書 (つゞき)

故大島環氏藏書寄贈

レ	佐野文夫	唯論と經驗批判論
レ	北野道彦	支那に就て
レ	竹尾式	貧農に與ふ
益	田豊彦	合理化と無産階級
高	島素之	資本論第一卷—第三卷
カ	ール、マルク	經濟學批判
宮	川 實	哲學の貧困
淺	野 見	勞賃新たに發見された經濟論の全骨子
栗	原 佑	勞賃と資本
カ	アル、マルク	岩波文庫、資本論
河	上、マルク	文化科學方法論
宮	川、實	階級闘争論小史
山	口正太郎	岩波文庫認識の對象
山	口辰六郎	マルクス、エンゲルス傳
山	口辰六郎	レーニンのユリキヤーへの手紙
山	口辰六郎	住宅問題
山	口辰六郎	レーニン階級闘争の大戦略家
山	口辰六郎	資本論入門第一卷
山	口辰六郎	階級闘争の必然性と其必然的轉化
山	口辰六郎	カツコ・ヴァンゼツチ事件の真相
山	口辰六郎	勞農ロシアの現勢
山	口辰六郎	闘争と建設の勞農ロシア
山	口辰六郎	唯物論哲學としてのマルクス主義
山	口辰六郎	史的理論主義か史的唯物論か
山	口辰六郎	新理想主義の歴史哲學前篇

森戸辰男 闘争手段としての學校教育
森戸辰男 思想闘争史上における社會科
Alder, A. Der Marxismus als proletarische
Lebenslehre.

Adler, A. Kant and der Marxismus.

Aveling, E. The Student's Marx.

Beer, M. The Life and Teaching of Karl Marx.

Borchardt, J. Der historische Materialismus.

Borchardt, J. Einführung in den wissenschaftlichen Sozialismus.

Borchardt, N. La situation extérieure et historique de l'U. R. S. S.

Bucharine, N. Der Weg zum Sozialismus.

Bucharine, N. Der Imperialismus und die Akkumulation des Kapitals.

Burns, E. British Imperialism in China.

Charasoff, G. Karl Marx.

Engels, F. Der Ursprung der Familie, Engels, F. Vergessene Briefe.

Ferichach, L. Die Usterlichkeitsfrage.

Cope, H. Zur Philosophie des Sozialismus.

Kautsky, K. Ethik und materialistische Gesellschaftsauffassung.

Kautsky, K. Karl Marx' Ökonomische Lehren.

Kautsky, K. Die Sozialisierung der Landwirtschaft.

Kirkup, & Pensa. A Primer of Socialism.

Hobson, J. A. The Science of Wealth.

Lafargue, P. Social and Philosophical Studies.

Liebkecht, K. Reden und Aufsätze.

Lieftmann, R. Geschichte und Kritik des Sozialismus.

Luxemburg, R. Einführung in die nationalökonomie.

Marx, K. Capital. 3 Vols.

Marx, K. Lohn, Preis und Profit.

Marx, K. Theorien über den Mehrwert. 2 Bände.

Marx, K. The Civil War in France. (未完)

千里山俳壇 朝冷選

二商 IA 坪井 蛙遊

海の音聞き入る宿の寒さ哉
置火燵數鳴り暮れてしまひけり
南天の實のくれなひに雪解哉
梅の木に辨當つるす樵夫哉

豫二 A 金子 斌

神集ひ錠前錆びし社かな
日よろし枯野を前に靴磨く
年順に屠蘇の盞まはしけり
輪飾に湯氣の雫の初湯哉
ストープを遣卷きにしつ初句會
船の子か風上げ競ふ濱邊哉
耳の中へ霞吹き入る山路哉
しめやかに日の照り初めぬ枯葎

專文二 築地 句堂

手袋の指出るまでに破れけり
驚足の聲かけ去りし小窓哉
水鳥の水を立つ音慌し
入替の橋一杯に渡り來る
捨て水のふくれ涙てたる路上哉
鍋の下焚き付けて大根引きに出る
外套のポケットに鳴る小錢哉
水涸れし川に垣石集めけり
呼びかけて手袋客に渡しけり
外套を脱ぎて案内を乞ひにけり

臺灣 橋 こしを

苑内の椰子吹く風に囁れり
囁りの中の蕃社の眞晝哉
春風や丘の上なる檳榔樹
門前の榕樹垂根や風光る
椰子の葉の重なり落ちて春の園
パンの木の春の落葉や園の徑

城門にかゝる霞や歸り鶯
春風の埃の中や花キリン
椰子の葉に飛び交りたり巢立鳥

港區 廣田 弘應

石を打つ雨の冷き二月哉
冷かに朝の灰揺く火鉢哉
雪解して深山鶯立ちにけり

追 加 朝 冷

薄氷にぬくき一夜の月の暈
漸くに一雨を得たり下崩ゆる
神かくしを子は怖れる春の園

□ 當季雜詠 (二人十句)

□ 氏名明記、封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事

□ 送稿先 大阪市西淀川區大仁東三丁目 有田 朝冷宛

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年三月十三日印刷
昭和四年三月十五日發行

編輯兼發行人 霜村盛郷

印刷者 谷口黙次

印刷所 谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪府此花區上福島

福 學 舍 關 西 大 學

大阪府外千里山

千 里 山 學 舍 關 西 大 學

電話 吹田 一三三

生 徒 募 集

卒業者晝間部夜間部共中學校卒業と同等の資格があります

募集人員

第一本科 (晝間) 五ヶ年

第一學年百五十名(尋常小學校卒業以上)

第二學年五十名(高等小學校第一學年修了以上、中等學校第一學年修了以上)

第三學年五十名(高等小學校卒業以上、中等學校第二學年修了以上)

第二本科 (夜間) 四ヶ年

第一學年百五十名(高等小學校卒業以上)

第二學年五十名(第二本科第一學年修了以上、同等以上と認ムル者)

文部大臣認可
甲種商業

大阪城東商業學校

顧問 帝大教授法學博士 烏賀陽 然良
校長 谷岡 登

校舎落成

所在地 大阪府外大軌小阪停留所前

敷地 五千坪

出願期間 四月二日迄規則書申込次第進呈

校舎 八百三十坪

受付 付本校及大軌ビル三階

電話小阪一六五番

校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不公平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候

- 一、名簿需用者は名簿基金として一時金參圓納入のこと
- 一、一時金參圓納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受くること
- 一、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと
- 一、基金納付者數以外は印刷せず従つて申込なき限り入手不可能なること
- 一、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと
- 一、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと
- 一、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと
- 一、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

以上

昭和四年三月

關西大學校友會

校友各位

號 申 込 書

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

一 明大正治 昭和 年 月 日 學部 科卒業

住所

氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

校開月四年四和昭



◎募集學年及び募集員數

- (一) 第一本科(晝間部)第一學年 一〇〇名……………尋常小學校卒業者及ビコレト同等以上ノ學力ヲ有スル者
- (二) 同 第二學年 五〇名……………高等小學校第一學年及ビ中等學校第一學年修了者並ニコレト同等以上ノ學力ヲ有スル者
- (三) 第二本科(夜間部)第一學年 一五〇名……………高等小學校卒業者、中等學校第二學年修了者及ビコレラト同等以上ノ學力ヲ有スル者

◎出願期間及び場所

昭和四年三月末日マデニ左記本校仮校舍宛出願セラレタシ

新設此花商業學校生徒募集

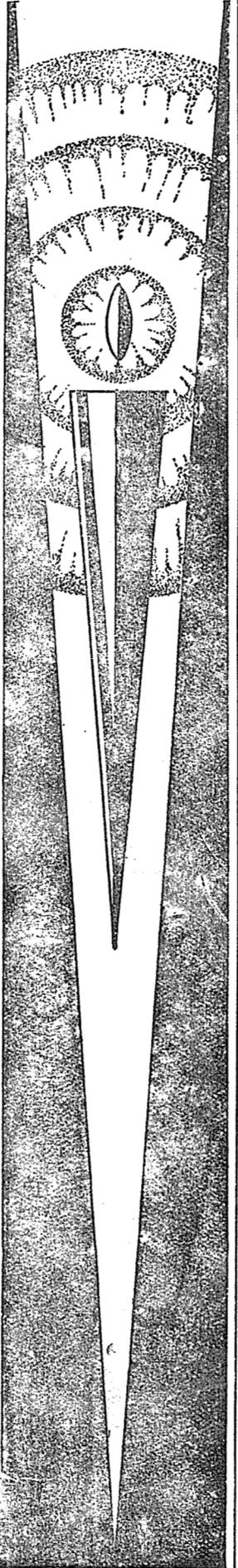
◎入學考查

入學申込ト同時ニコレヲ行ヒ即日決定ス尙ホ無考査入學許可ノ制アリ(詳細ハ本校入學案内參照)

◎校舎

- (一) 本校舎——大阪市此花區秀野町(市電恩貴島南之町北二丁)本年五月起工明年五月ヨリ使用
- (二) 仮校舎——大阪市東淀川區淀川稅務署隣(關西大學專門部新築學舎北方、市電天神橋筋七丁目下車東北二丁)電話堀川一九五一番

◀シタレラセ會照宛舎校仮校本記上ハ細詳▶



濕布より便利安全

使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時有効
看護者の手数を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃腺炎、ロイマチス、神經痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛、月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

發賣元

株式會社 塩野義商店
大東市日本橋區岩附町四番地
大阪市東區道修町三丁目

消炎劑

エキシカ

濕布の如く二時間毎に交換の要なく、一日一―二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、濕布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

100瓦 30 150瓦 30
250瓦 30 500瓦 1.5
1000瓦 30

○募集人員 第一學年百八十名◇尋常小學校卒業

○出願期間 三月一日ヨリ同二十七日マデ

關西商業學校生徒募集

○入學考査 三月二十八、九日(人物、體格)

○入學心得 其ノ他ハ本校ニ就キ又ハ郵券二錢送付

大關西市上福島

關西大學福島學舎

電話土佐堀五七〇番

關西第二商業學校生徒募集

○募集人員 第一學年約百八十名◇高等小學卒業又ハ中等學校二年修了以上

○出願期間 二月二十日ヨリ三月二十三日マデ

○考査期日 三月二十四日(人物、體格)

○筆答試驗 日本、文、算、術

○特長 甲種認可、修業年限三ヶ年、夜間教授

大關西市上福島

關西大學福島學舎

電話土佐堀五七〇番 (會照ニ校本ヘ添ヲ錢二券郵ハ細詳)

晝間部

五ヶ年制

(文部省認定尋常ヨリ入學)

第一學年優先入學(平均八點以上)申込ニテ入學許可其他三月卅日人物考査願書三月廿九日迄上級各學年若干名受付學則郵便又ハ直接學校へ申込ムコト

北陽商業學校

夜間部

本科四ヶ年制

(文部省認定特設夜間甲種商業)

第一學年優先申込其他三月卅日人物考査願書三月卅日迄上級各學年若干名學則郵便又ハ學校

大阪東淀川區(天六ヨリ約五分)新京阪電車淡路下車東へ

電北七五七五番

關西大學學生募集

學部 大學豫科 專門部

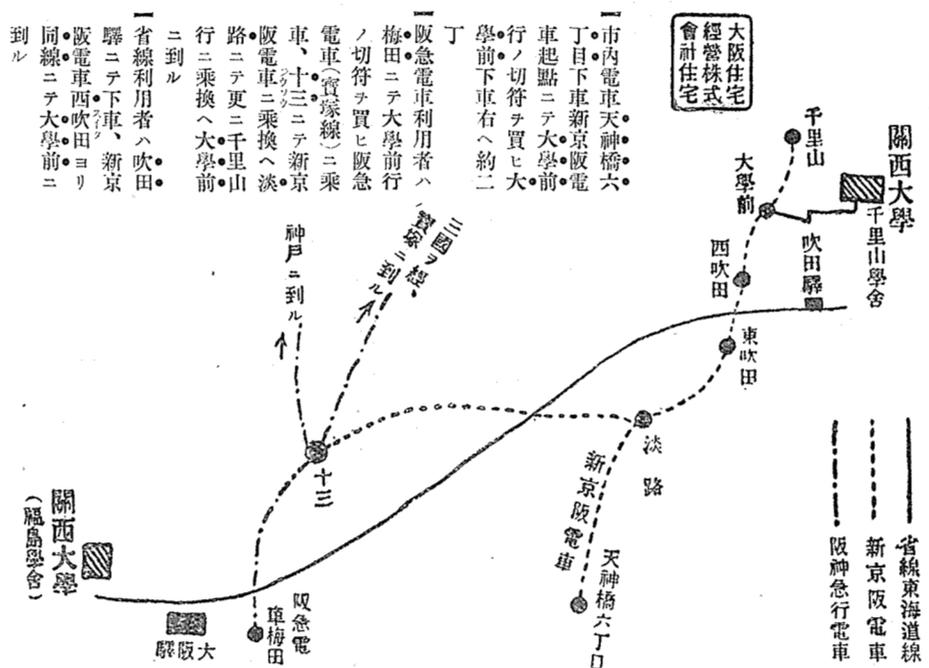
募集學年 第一學年
 出願期間 三月一日ヨリ四月六日マデ
 試験期日 四月八日及ビ九日
 部別 法文學部、經濟學部

募集學年 第一學年
 出願期間 二月十五日ヨリ四月四日
 試験期日 四月五日及ビ六日

募集學年 第一學年
 出願期間 二月二十日ヨリ三月三十日マデ
 試験期日 四月二日及ビ四日
 科別 法律學科、經濟學科、商業學科、文學科(英文專攻科、國漢文專攻科)

(專門部は本年度第二學期より長柄新校舎に移轉)

關西大學千里山學舍交通略圖



大 阪 市 外 千 里 山
 關 西 大 學 千 里 山 學 舍
 電 話 (吹 田) 一 二 三 番

大 阪 市 上 福 島
 關 西 大 學 福 島 學 舍
 電 話 (土 佐 堀) 1087・1100 番

會照ニ宛課務教舍學島福上ノ記明(部門專ハ又科豫學大・部學)科學願志ヘ添錢五券郵ハ細詳